公立大学法人宮城大学　業務実績報告書

（令和３年度）

【事業年度評価】

令和４年６月

公立大学法人宮城大学

法人の概要

（１）名称
　　公立大学法人宮城大学

（２）所在地
　　宮城県黒川郡大和町学苑１番地１

（３）設立年月日
　　平成２１年４月１日

（４）設立団体
　　宮城県

（５）中期目標の期間（第３期）
　　令和３年４月１日から令和９年３月３１日まで

（６）目的及び業務
「目的」
　当法人は，地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）に基づき宮城大学を設置し，及び管理することにより，卓越した教育研究の拠点として，学術文化を振興し，その成果を広く社会に還元するとともに，創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し，もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。
「業務」
　１ 大学を設置し，これを運営すること。
　２ 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
　３ 法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
　４ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
　５ 大学における教育研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
　６ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（７）資本金の額
　１５５億１５８９万５６５１円（令和４年３月３１日現在）

（８）役員の状況（令和４年３月３１日現在）

理事長・学長	川　上　伸　昭
副理事長（企画・広報担当）	正　木　　毅
理事（教育担当）	西　川　正　純
理事（研究，学術情報，産学地域連携，国際交流担当）	風　見　正　三
理事（総務・人事労務担当）	西　條　　力
理事（学生支援担当）	武　田　淳　子
理事（財務・施設担当）	工　藤　和　浩
監事	土　井　秀　逸
監事	柴　田　純　一

（９）学生数（令和４年５月１日現在）

【学群】			
看護学群	411 人		
事業構想学群	859 人		
食産業学群	542 人	小計	1,812 人
【大学院】			
看護学研究科	16 人		
事業構想学研究科	32 人		
食産業学研究科	36 人	小計	84 人
		合計	1,896 人

(10) 教職員数（令和４年５月１日現在）

学長	1 人	
副学長	4 人	
教授	57 人	（副学長兼務者4人含まず）
准教授	38 人	
講師	12 人	
助教	20 人	
助手	4 人	
専任職員	62 人	
業務限定職員	3 人	
有期雇用職員	37 人	合計　238 人

（11）組織図（令和４年３月３１日現在）

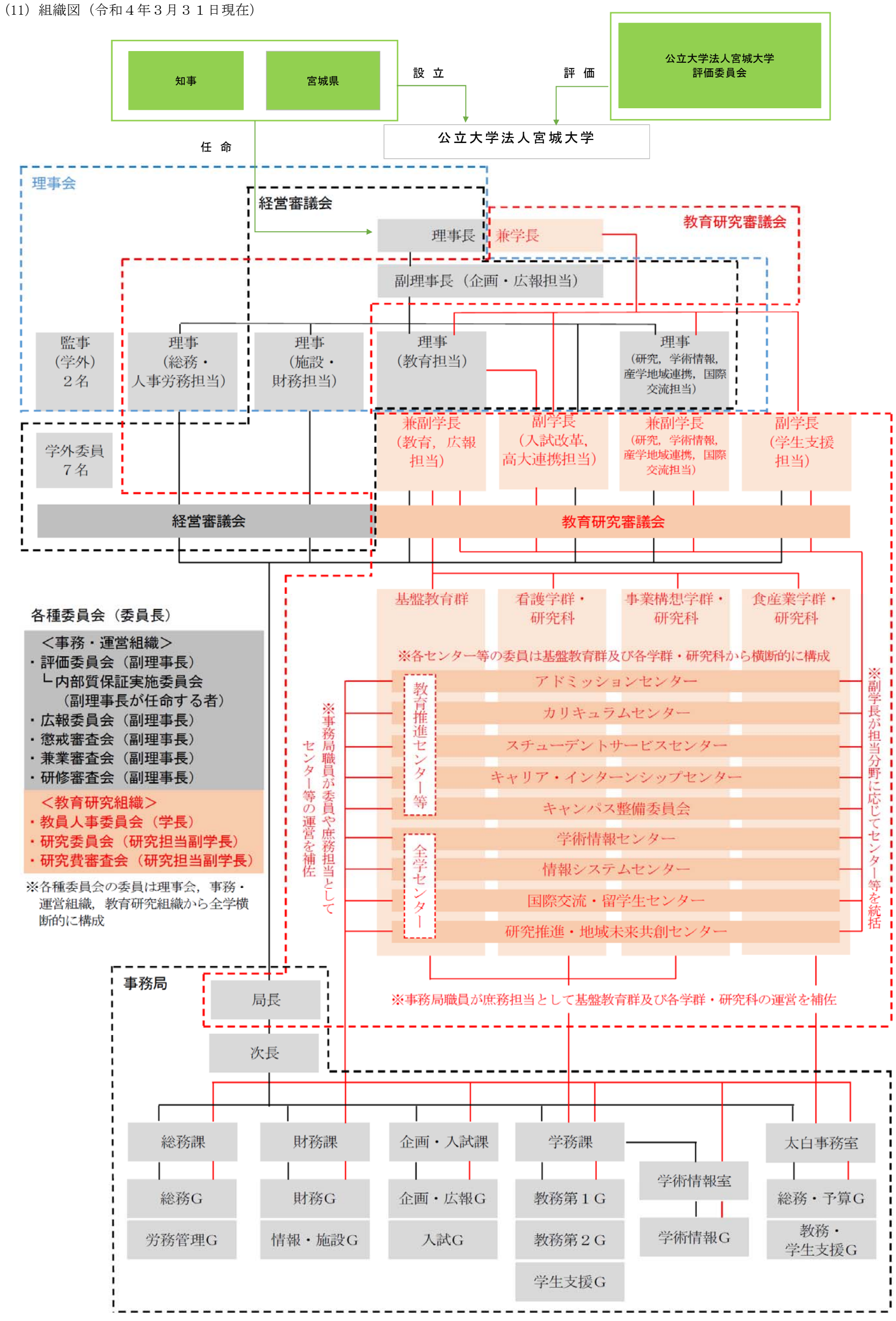

第１　教育研究の質の向上 **１　教育に関する目標**	【重点目標】 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

全体的な状況

学群における入学者選抜の実施については，オンラインオープンキャンパスでの配信コンテンツの充実，Zoomによるライブオンライン相談会の実施，相談フォームの設定等により，特設サイトの月平均アクセス数が令和２年度の3433.5件から4539.5件に増加した。さらに，高等学校への訪問（県内14校，県外11校）やオンライン会議等（県内8校，県外2校）による高校教員との意見交換，隔週メール配信による大学の教育研究の取り組みの継続的な周知活動を実施した結果，令和４年度入学者選抜では，全選抜合計で1,780人の出願があり，入試制度改革を行った平成29年度入学者選抜以降，２番目に高い水準となった。また，入学者への調査では，本学を第一志望とする入学者が全体の67.9%であった。

研究科においても，定員充足率向上のために，ウェブサイトの効果的な活用，入試相談会の実施等を行ったほか，ストレート進学に関するFDの実施（看護）,内部進学者に向けた後期課程の整理（事業構想），学内推薦入試制度の出願要件と認定基準の見直し（食産）を行い，学群からのストレート進学者は増加したものの，令和４年度入学者の定員充足率は73.1%に留まった。

教育に関しては，令和４年度からの学群教育課程の改編に向けて，全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの整備及び学群ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの見直しを実施し，履修ガイドやウェブサイト等で学生及び学外に周知した。また，フレッシュマンコア科目の内容を精査し，数理・データサイエンス・AI科目の充実や導入科目の少人数ゼミ化，全学共通科目や実践基礎科目として，コミュニティ・プランナー科目，アントレプレナー科目，国内外のインターンシップ科目を配置し，本学の特色を活かしながら学群専門科目との連続性ある科目配置を行った。

研究科についても，令和３年度からの教育課程改編に合わせて全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー，各研究科ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを改正し，学生や学外へ周知した。また，全研究科の学位論文基準をウェブサイト及び履修ガイドで公表するとともに，研究科毎の学位論文審査報告書を点検し，審査における評価指標，評価値の明確化を含めた全学的な統一への検討を行い，透明性・公平性のある学位論文審査体制の強化を進めた。

そのほか，学群においては，地域連携実践教育プログラムの充実化，スキルスラボの具体化，デジタルファブリケーション環境の強化，南部鉄器を製造・販売する地域企業と連携したVR教育コンテンツの試行，食産業に関わるテーマを教材にした基盤教育科目の新設，JICA東北との連携覚書締結といった，実践的な教育プログラムの具現化を着実に進めるとともに，研究科においては，新カリキュラムに沿った実学教育，データサイエンス科目の実施（事業・食産）や，令和５年度教育課程改編に向けた検討を開始する（看護）などの取組を行った。

コロナ禍２年目となる令和３年度であったが，社会的距離を保って着席できる教室の座席整備や，登校時，時限間，昼食時等の職員見回りによる注意喚起，「コロナウイルス登校相談チーム」の設置，体調不良，感染症等に関する問い合わせ用チャットボットの導入，看護学群教員と健康支援室が作成した「新型コロナウイルス感染症の拡大予防について」の動画放映，看護学生・教員有志による“こびっと隊”の感染防止活動等，学生，教職員がそれぞれに感染症対策に注力しながら教育活動を推進し，原則として全ての授業で対面授業を実施した。（令和３年４月15日以降，対面授業を再開。）

教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項

１　前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組

＜大学院課程　【評定】Ｃ＞

・ 看護学研究科では，大学院への進学者の増加を図るため，大学院教育の在り方について検討を行った。在校生へのアンケート調査を実施したほか，研究科FDでも「ストレート進学する大学院生の教育充実」をテーマに議論を行った。

２　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ 学類改編や新たな教育課程について，所属教員の外部説明会への参加や高校訪問を計画的に進めた。また，全学広報委員会等との協働による学類の学びを含む動画の制作，公開を進めたほか，オンラインオープンキャンパスのサイト内に生物生産学類特設ページを設けるとともに，生物生産学類での学びや研究成果を本学ウェブサイトを活用し，新着情報として高頻度で積極的に発信し，対外的訴求を進めた（新着記事16件）。結果，食産業学群において，令和４年度入学者選抜の全選抜区分総出願者数が対昨年度1.3倍の602人となった。

[(2)教育の内容等]

・ 現行の教育課程に関する点検を行い，基盤教育と専門教育との接続性と年次，学期での連続性を高めた教育課程の再編成と各授業内容の見直しを行い，学則及び履修規程等の改正を行った。
・ 事業構想学群とJICA東北が協力して，国際協力事業の質の向上及び国際貢献，学術研究及び教育の発展に寄与することを目的に「JICA東北と宮城大学との間の連携覚書」を締結し，令和４年度開始予定の「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」の構築に着手した。
・ 令和４年度からの新たなカリキュラムにおいて，基盤教育科目として，国際社会の動向を学ぶ科目，科学技術，情報通信技術の動向を学ぶための科目，起業家精神（アントレプレナーシップ）を学ぶ科目を新設した。
・ 南部鉄器の製造・販売を行うタヤマスタジオ株式会社と連携し，南部鉄器の製造工程をVR化し，それを教材とした正課外授業を実施するとともに，授業内でVRの教育効果を検証することで，次年度以降の正課科目実施につなげた。

[(4)学生への支援]

・ 十分な感染防止対策を施した上で，原則として全ての授業で対面授業を再開。（令和３年４月15日以降）
・ 座席が固定されている教室では，学生が社会的距離を保って着席するよう工夫することで，安全に授業を実施した。
・ 登校時や時限の間，感染リスクが高い昼食時等に，職員による見回りを行い，マスクの着用，対人距離の確保，手指・使用場所の消毒等適宜必要な指導を行った。
・ 新型コロナウィルス感染症への不安やストレスが強い学生の把握に努め，教員等との面談を行い，配慮要請等につなげた。
・ 感染防止の注意喚起と共に，各キャンパスにおける感染予防対策を分かりやすく纏めて周知した。
・ チャットボットの導入により，発熱等の症状がある学生の出席停止に係る手続き等を分かりやすくなるよう整理した。

３　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・ 試験実施要領の作成，周知や事前説明会の実施等により，各入学者選抜を適切に運営している。また，年度当初に作題委員，査読員を任命するとともに，外部有識者等による査読や，令和２年度の振り返りを踏まえた作題マニュアルの見直しを行ったほか，新たに査読の各工程で出された意見や指摘とその対応状況を記録に残し，次の工程で確認・見直しができるよう工夫を図った。結果，入試ミスやそれに繋がるインシデントは発生していない。

[(2)教育の内容等]

・ 令和４年度からの新たなカリキュラムにおいて，特にフレッシュマンコア科目の内容を精査し，数理・データサイエンス・AI科目の充実や導入科目の少人数ゼミ化など効果的かつ合理的に科目を配置した。また，全学共通科目や実践基礎科目として，コミュニティ・プランナー科目，アントレプレナー科目，国内外のインターンシップ科目を配置し，本学の特色を活かし，学群専門科目との連続性が取れる科目を配置した。
・ 平成30年度に開始した卒業時の学修成果測定結果の分析を行い，現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施した。また，今後の定期的な実施のために学修成果測定ツールの作成を行った。
・ 学修成果把握のための評価項目及び評価方法，可視化手法について検討を行い，それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定した。

[(4)学生への支援]

・ 宮城県中小企業家同友会との連携等を強化し，計６回の打ち合わせを行い地元就職率の向上やUターン支援の強化を図った。特に，同友会主催の就職イベントや学内での地元企業説明会の企画を促進した。また，同友会加盟の地元企業への取組に協力し，商工振興と企業の魅力発見に貢献した。

4　過年度との数値による実績対比が可能な事項

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上／年）　附属資料７ページ参照
・［指標］大学院定員の充足（100%　令和８年度）　附属資料９ページ参照

[(2)教育の内容等]

・［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人　令和８年度）　附属資料12ページ
・［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（75点以上（試行）令和３年度）　附属資料12ページ

[(4)学生への支援]

・［指標］卒業生就職率（100%／年）　附属資料20ページ参照
・［指標］看護師国家試験新卒合格率（100%／年）　附属資料23ページ参照
・［指標］保健師国家試験新卒合格率（100%／年）　附属資料23ページ参照

5　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・大学院志願者数の増加，定員充足を目指し，ウェブサイトの効果的な活用や入試相談会の実施等による幅広い情報発信，学群３年次学生に対する業界研究会での説明ブースによる進学への意識づけ等を行ったが，入学者定員の充足率は73.1%に留まった。

6　その他，法人が積極的に実施した取組

[(1)入学者受入方針・入学者選抜]

・大学見学・出前講義，探究型学習の指導支援の実施については，増加傾向にある高等学校等からの依頼に対して着実に対応するとともに，コロナ禍を踏まえ，対面実施とオンライン実施の双方に臨機応変に対応した。
①大学見学（模擬講義なし）：９件（193名）　②大学見学（模擬講義あり）：13件（319名）
③出前講義：33件（2,058名）　④探究型学習支援：43件（2,733名）
⑤高校教員向け研修会：１件（45人）

[(2)教育の内容等]

・新型コロナウイルス感染症対策として，授業毎に対面，遠隔の授業実施レベルを設定し，教育効果を高めた。また，授業毎の課題点等を全体で共有し点検を行った。

[(3)教育の実施体制等]

・全学FD「遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～」をオンラインで実施し，参加教職員178名（88.7%）であった。講演に加えて，教員間のディスカッションを行い，令和元年から２年度におけるコロナ禍でのオンライン授業について，各学群の工夫を共有した。

[(4)学生への支援]

・国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度等について，対面およびオンラインの説明会，学生向けメール連絡や大学ウェブサイト等，多様な手段を用いた周知により，要支援学生の申請につなげた。また，授業料減免の申請においては，学生の利便性を高めるため，申請の電子化を導入した。
・令和元年度から直近過去10年の卒業生に対して就労状況調査を実施し，20%程度の回収率であった。転職率は29%であり，うち99%が転職回数１回であった。現職に対しては53%の卒業生が満足しているとの回答であった。転職時期は卒業後３年目を最頻値とし，卒業後経過年が多い方にのびるポアソン分布様であった。本学における教育研究活動は卒業後の仕事に役に立っていると感じている卒業生は62%であった。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　1

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　イ学士課程

❶本学が求める学生像，入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【１】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価
				評定 / 意見
				評定実績（1～4）：R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7
R3年度	・アドミッション・ポリシーに基づいた各入学者選抜試験を適切に運営するとともに，入試ミス防止のため，作題査読体制の強化やマニュアルの見直し等を進める。（❶）	・試験実施要領の作成，周知や事前説明会の実施等により，各入学者選抜を適切に運営している。また，年度当初に作題委員，査読員を任命するとともに，外部有識者等による査読や，令和２年度の振り返りを踏まえた作題マニュアルの見直しを行ったほか，新たに，査読の各工程で出された意見や指摘とその対応状況を記録に残し，次の工程で確認・見直しができるよう工夫を図った。結果，入試ミスやそれに繋がるインシデントは発生しなかった。	Ⅲ	
	・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第８条第１号のアドミッションサイクルに基づき，必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正する。（❶）	・入試実績等の学生受入結果より，アドミッション・ポリシーの改正は行わなかった。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　2

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　イ学士課程

❶少子化による１８歳人口の減少を踏まえ，高校訪問，入試説明会，オープンキャンパス，ウェブサイト，大学案内パンフレット等により，高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで，本学に高い関心を持つ出願者の確保，本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。【２】
［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（６６％以上／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・高校生や高校教員等に対して本学で学修すること等の魅力を伝えるため，オープンキャンパスや高校訪問，各種広報媒体による広報活動等の効果的な在り方を追求し，本学への関心を持つ学生の増加に努める。これにより，第一志望とする出願者及び入学者の増加へとつなげる。（❶）	・コロナ禍のため令和２年度に引き続きオンラインでの実施となったオープンキャンパスでは，全学広報委員会等と連携をとりながら，配信コンテンツの充実を図るとともに，Zoomによるライブオンライン相談会を実施したほか，新たに相談フォームを設け，本学への関心をより深められるようにした。（オンラインオープンキャンパス特設サイト月平均アクセス数：令和２年度3433.5件，令和３年度4539.5件）また，対面での説明会，オンラインでの説明会を併用し，可能な限り高等学校の要望に応える形で大学の情報を提供した。加えて，高等学校への訪問（県内14校，県外11校）やオンライン会議等（県内8校，県外2校）により高校教員との意見交換を実施し，大学への要望を聞きとるとともに，大学からのメッセージを発信した。更に，メーリングリストの更新を行い，令和３年度からは，隔週で大学の教育研究の取り組みを継続的に高等学校へメール配信した。結果，令和４年度入学者選抜では，全選抜合計で1,780人の出願があり，入試制度改革を行った平成29年度入学者選抜以降，２番目に高い水準となった。また，入学者への調査では，本学を第一志望とする入学者が全体の67.9%であった。	Ⅳ		
	・特に，令和４年度からの学類改編（生物生産学類）や新たな教育課程について対外的な訴求を行う。（❶）	・学類改編や新たな教育課程について，所属教員の外部説明会への参加や高校訪問を計画的に進めた。また，全学広報委員会等との協働による学類の学びを含む動画の制作，公開を進めたほか，オンラインオープンキャンパスのサイト内に生物生産学類特設ページを設けるとともに，生物生産学類での学びや研究成果を本学ウェブサイトを活用し，新着情報として高頻度で積極的に発信し，対外的訴求を進めた（新着情報16件）。 結果，食産業学群において，令和４年度入学者選抜の全選抜区分総出願者数が対昨年度1.3倍の602人となった。			
	［指標］本学を第一志望とする入学者数の割合（66％以上／年）	・本学を第一志望とする入学者数の割合　67.9％（回答率99.8%）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　3

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　イ学士課程

❶大学入学共通テストの導入，新学習指導要領への対応等，国の入試改革の動向や，入試データや入学後の成績等，入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら，必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。【３】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・アドミッションセンターが中心となり，基盤教育群との連携や外部専門事業者への委託等を通じて入学者のデータを整理，分析し，入試制度の改善等につなげる。（❶）	・平成29年度から令和３年度までの入学者選抜制度の分析及び出願動向の分析を行ったほか，令和３年度入学者選抜の採点結果について分析を行い，試験問題作成の参考とした。	Ⅲ		
	・特に，令和３年度入学者選抜の結果を検証し，制度見直しによる志願者及び入学者の動向変容等について調査分析を行うほか，新学習指導要領に対応した令和７年度入学者選抜の制度設計を進める。（❶）	・上記の各種分析結果と，高等学校へのヒアリングを実施し，新学習指導要領に対応した令和７年度入学者選抜の制度設計を進めている。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　4

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し，学力及び意欲が高く，適性に優れた学生を幅広く確保する。また，入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか，高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　イ学士課程

❶社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ，高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに，❷高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。【４】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・高大連携推進室を中心とした高大連携事業の運営体制を継続し，高等学校から大学へのスムーズな移行を支援するとともに，相互の教育の質を高めることによる地域教育ネットワークを構築する。（❶❷）	・平成31年４月に設置した高大連携推進室を中心に，全学的な高大連携事業を展開するとともに，大学見学・出前講義や探究型学習の指導支援，アカデミック・インターンシップなどの事業を通じて県内高等学校等とのネットワーク構築を推進した。（県内25校（中学校１校含む），県外19校）	Ⅲ		
	・その一環として実施している高大連携事業調整会議については，高等学校との対話，意見交換を踏まえ，内容の充実を図るとともに，相互の共通課題を解決する研究会等の実施を通じて，次世代を担う人材育成に貢献する。また，教育委員会を含めた「高大連携研究協議会（仮称）」の構想について，高等学校等と情報交換を行い，引き続き協議，検討を進める。（❷）	・本学の高大連携事業について高校教員と意見交換を図ることを目的に実施している高大連携事業調整会議（例年６月と２月の年２回開催）については，６月の開催を新型コロナウイルス感染症の影響によりウェブサイトでの情報提供に代えたものの，２月には初のオンライン開催とし，令和４年度高大連携事業や当会議の在り方等について情報交換を行った。			
	・アカデミック・インターンシップについては，プログラムの内容強化など効果的な実施方法について検討する。（❶）	・大学での学びに触れ，深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的としたアカデミック・インターンシップについては，新型コロナウイルス感染症の影響により前年度に続きオンライン実施となったが，14校83人の参加があり，コロナ禍においても，参加した高校生自身の進路を考える適切な機会を提供してきている。また，参加高等学校へアンケートを実施し，その結果等を踏まえ，令和４年度の実施方法等について検討した。			
	・高等学校からの依頼により，大学見学・出前講義，探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を実施する。（❶❷）	・大学見学・出前講義，探究型学習の指導支援の実施については，増加傾向にある高等学校等からの依頼に対して着実に対応するとともに，コロナ禍を踏まえ，対面実施とオンライン実施の双方に臨機応変に対応した。 ①大学見学（模擬講義なし）：９件（193人） ②大学見学（模擬講義あり）：13件（319人） ③出前講義：33件（2,058人） ④探究型学習支援：43件（2,733人） ⑤高校教員向け研修会：１件（45人）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　5

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し，高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について，学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また，病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し，定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　ロ大学院課程

❶博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて，本学が求める学生像，入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【５】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（5～6）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・アドミッション・ポリシーに基づいた各入学者選抜試験を適切に運営するとともに，入試ミス防止のため，作題査読体制の強化やマニュアルの見直し等を進める。（❶）	・アドミッションセンター副センター長を中心に全学入試運営組織のアドミッションセンターと各研究科が連携を図り，試験実施要領の作成及び入試運営を進めている。また，年度当初に作題委員，査読員を任命したほか，作題マニュアルについては，令和２年度の振り返りを踏まえ見直しを行った。結果，入試ミスやそれに繋がるインシデントは発生しなかった。	Ⅲ						
	・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱第８条第１号のアドミッションサイクルに基づき，必要に応じてアドミッション・ポリシーを改正する。（❶）	・入試実績等の学生受入結果より，事業構想学研究科博士前期課程の入試科目を変更することとし，アドミッション・ポリシーの改正を行った。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　6

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標　　ロ 大学院課程

アドミッション・ポリシーに適合し，高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について，学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また，病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し，定員充足率の向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　１教育　（１）入学者の受入　ロ大学院課程

❶定員充足率向上のために，各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに，❷自治体派遣枠の活用，企業からの派遣受入，リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明，大学院進学の魅力を可視化したウェブサイトの充実等，大学院独自の広報活動を強化する。【６】
［指標］大学院定員の充足（１００％ 令和８年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・各研究科の将来構想等を踏まえた大学院改革の中で入学者選抜制度の在り方も検討し，必要な改善を行うほか，看護学研究科においては，本学看護学群を含め，看護系大学からの大学卒業直後の研究科入学に関する周知の検討を行う。食産業学研究科においては，地元食産業関連企業からの社会人学生や農学系学部設置大学，県内の栄養系学部設置大学等他大学からの進学者の受入れを推進する。（❶）	・看護学研究科では，大学院への進学者の増加を図るため，大学院教育の在り方について検討を行った。在校生へのアンケート調査を実施したほか，研究科FDでも「ストレート進学する大学院生の教育充実」をテーマに議論を行った。事業構想学研究科では，研究科FDを実施するとともに，志願者の増加を図るため，過去５年の出願実績をふり返り，令和４年度に向けた入試制度の検討と変更を行った。また，学群改組と連動した研究科の領域整理について，後期課程の整理に着手し，内部の大学院進学希望者に対応するものとした。食産業学研究科では，学内者に対する推薦入試制度について，出願要件と認定基準を見直して，より安定的に運用できるようにした。研究科FDでは，高い素養・資質を有する者を呼び込んで効果的に選抜し，後の高度な専門教育につなげていく仕組みについて議論した。	Ⅱ		
	・コロナ禍における大学院広報の在り方や社会人入学希望者の掘り起こしの検討を行った上で，学群卒業生（見込み含む）や社会人等に本学の教育研究内容や入試制度を周知し，志願者数の増加及び定員の充足を目指す。（❷）	・看護学研究科，事業構想学群研究科では，ウェブサイトの効果的な活用や入試相談会の実施等により，幅広い情報発信に努めた。食産業学研究科では，食産業学群３年次学生に対して，キャリア開発室の協力により業界研究会にて食産業学研究科の説明ブースを置いて進学への意識づけを行った。また，地元企業や農学・食品・栄養系学部をもつ他大学からの進学者を増やすために，食産業学群が中心となって組織している食産業フォーラムを通じた広報・周知を行った。			
	［指標］大学院定員の充足（100％ 令和８年度）	・大学院定員*の充足　73.1％　（*：入学者定員）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　7

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと，人間性豊かで，グローバルな視点を備えた，Society 5。0の実現や，地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準を用いて，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲ（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては，基盤教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また，アクティブ・ラーニング等により，実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し，遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに，大学間の連携をより一層推進する。また，対面による活動がもたらす教育効果を再確認し，その効果的活用を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを明確に定め，その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。❷また，学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに，❸教学ＩＲの導入を進め，それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。【７】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見
R3年度	・令和４年度からの教育課程の改編に向けて，全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの整備，学群ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの見直し，上位理念との整合性の点検を行うとともに，履修ガイドやウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。（❶）	・令和４年度からの教育課程の改編に向けて，全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの整備を行い，また上位理念を元にして学群ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーの見直しを実施した。それらを履修ガイドやウェブサイト等に掲載し，学生及び学外への周知を図った。	Ⅲ		
	・策定したディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーのもとに，各学群の教育目標達成のための体系的な教育課程を再編成し，それに基づき学則，履修規程等を改正し，令和４年度より実施する。（❶）	・策定した全学及び各学群のディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに従って，各学群の教育目標達成のための体系的な教育課程を再編成し，それに基づき学則，履修規程等を改正し，令和４年度からの実施に向けて準備を行った。 ・令和４年度からの新たなカリキュラムにおいて，特にフレッシュマンコア科目の内容を精査し，数理・データサイエンス・AI科目の充実や導入科目の少人数ゼミ化など効果的合理的に科目を配置した。また，全学共通科目や実践基礎科目として，コミュニティ・プランナー科目，アントレプレナー科目，国内外のインターンシップ科目を配置し，本学の特色を活かし，学群専門科目との連続性をとれる科目を配置した。			
	・各学群の新教育課程に対応したカリキュラムマップを作成するとともに，科目ナンバリングの再設定，各科目のシラバス作成を行う。また，学生が自らの進路に応じた履修を進めることができるよう履修モデルの整備を行う。（❶）	・各学群の新教育課程に対応したカリキュラムマップの作成を行うとともに，新教育課程に基づいて科目ナンバリングの再設定を行った。また，各科目のシラバスの作成を行った。学生が自らの進路に応じて履修を進めることができるよう履修モデルについての検討・整備を行い履修ガイドに掲載した。			
	・看護学群においては，変化する健康ニーズや多様性に対応できる人材育成のため，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを点検し，一部修正を行う。（❶）	・看護学群においては，変化する健康ニーズや多様性に対応できる人材育成に向けてディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを点検し，修正が完了した。修正後のディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを踏まえて，令和４年度入学生から適用する新カリキュラム実施に向けた履修規程の一部改正を行った。			

評価委員会による評価 評定実績（7～9）	R3	R4	R5	R6	暫定	R7

R3年度	・事業構想学群においては，学術への貢献に加え，高度な専門性と実践力に基づいて地域及び世界においてイノベーションを作り出すことのできる人材の育成に寄与しうる教育課程の再編成を行うとともに，イノベーションをデザインするために必要とされる幅広い科目を履修できるようにし，科目履修の自由度を向上させる教育課程とする。（❶）	・事業構想学群においては，学術への貢献に加え，高度な専門性と実践力に基づいて地域及び世界においてイノベーションを作り出すことのできる人材の育成に寄与しうる教育課程のための新規カリキュラムを検討・策定し，令和４年度から開始するカリキュラムを整えた。学類ごとの学びを他学類でも履修できるように科目履修の自由度を向上させた。	Ⅲ	
	・食産業学群においては，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに沿った教育を更に充実させるため，新規に必要な分野の教員を採用して未来を切り開く教育研究の展開を図り，広報等を通じて学内外へ周知する。（❶）	・食産業学群においては，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに沿った教育を更に充実させるため，新規に必要な分野を学群で精査し当該分野の教員採用を行った。また，新たなディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーに対応した新カリキュラムを策定し，令和４年度からの実施のための検討・準備を行った。特に，令和４年度から開設される生物生産学類については県内外の高校への訪問やパンフレットの送付など積極的な広報活動を行った。		
	・平成30年度に開始した卒業時の学修成果測定結果の分析を行い，現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施する。（❷）	・平成30年度に開始した卒業時の学修成果測定結果の分析を行い，現行教育課程におけるディプロマ・ポリシーに対する教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施した。また，これからの定期的な実施のために学修成果測定ツールの作成を行った。		
	・学修成果把握のための評価項目及び評価方法，可視化手法について検討を行い，それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定する。（❷）	・学修成果把握のための評価項目及び評価方法，可視化手法について検討を行い，それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定した。		
	・入学時から卒業までの学生の学修状況，就職等に関する情報の統合的な分析に基づくエンロールメント・マネジメントのためのIRシステム導入の準備作業を行う。（❸）	・IRの運営方針およびIRシステムの基本的考え方を整理した。さらに，各種システムからのデータの移行とセキュリティを考慮したIRシステムの運用方針をまとめた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　8

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと，人間性豊かで，グローバルな視点を備えた，Society 5.0の実現や，地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準を用いて，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲ（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては，基盤教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。

また，アクティブ・ラーニング等により，実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し，遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに，大学間の連携をより一層推進する。また，対面による活動がもたらす教育効果を再確認し，その効果的活用を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力，コミュニケーション力を培う基盤教育と，各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け，それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。❷また，実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため，地域フィールドワークや実学教育プログラム，海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。❸教育のデジタル化を推進するため，遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い，それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに，❹対面授業の効果的な実施，アクティブ・ラーニングの活用，ラーニングコモンズの整備・活用により，学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。❺より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し，その効果的な編成・運用に努める。【８】
［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（２１０人 令和８年度）
［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均Ａ：８５点以上 令和８年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・現行の教育課程に関する点検結果に基づき，基盤教育と専門教育との接続性と年次，学期での連続性を高めた教育課程の再編成と各授業内容の見直しを行う。（❶）	・現行の教育課程に関する点検を行い，基盤教育と専門教育との接続性と年次，学期での連続性を高めた教育課程の再編成と各授業内容の見直しを行い，学則及び履修規程等の改正を行った。	Ⅳ		
	・地域における実学教育の基礎として地域連携型実践教育プログラムの再構成を行うとともに，PBLの入口としての地域フィールドワーク等の科目内容の充実の検討を進める。また，語学及びグローバル教育科目の充実を図るとともに，海外研修プログラムを取り入れた教育課程及び授業内容の検討を進める。（❷）	・地域連携実践教育プログラムの再構成として，学生による地域での実践活動を伴う３年次前期科目「コミュニティ・プランナーフィールドワーク演習」の新カリキュラム下での充実化に向けた検討を行った。結果として，新カリキュラムにおいては，「前期１科目＋後期１科目」として開講期間を伸長し，学生が取り組むプロジェクトの具体化，振り返り時間の確保等により充実化を図ることとした。 ・令和４年度からの新たなカリキュラムにおける科目の充実化に向け，地域フィールドワークにおいては自己学習の促進を図るため，テキストの制作を行った。 ・令和４年度から始まる基盤教育のカリキュラムに，新たな語学（スペイン語Ⅰ・Ⅱ）及びグローバル教育科目（国際日本学，グローバル・ビジネス，国際関係論）を設けた。 ・事業構想学群とJICA東北が協力して，国際協力事業の質の向上及び国際貢献，学術研究及び教育の発展に寄与することを目的に「JICA東北と宮城大学との間の連携覚書」を締結し，令和４年度開始予定の「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」の構築に着手した。			
	［指標］期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数 （210人 令和８年度）※年平均：35人	・地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数　41名			
	［指標］地域連携型実践教育科目履修者の自己評価 （75点以上（試行）令和３年度）	・地域連携型実践教育科目履修者の自己評価　84点 ※令和３年から令和５年までは試行的に実施			

R3年度	・看護学群においては，看護イノベーションを実現する看護職を育てるために，変化する健康ニーズや多様性に対応した新たな教育課程を編成するとともに，文部科学省へ変更承認申請し承認を得る。また，基盤教育の地域連携型実践教育科目（地域フィールドワーク）と多様な場で行う専門教育（看護学実習等）との連続性を高める教育方法について検討するほか，多様な学修の機会が得られるよう既存の教育プログラム（災害看護プログラム，国際看護プログラム，専門職連携教育（IPE））を再考，構築する。さらに，シミュレーターやe-learningシステム等，多様な教材の活用により，看護実践能力の向上を図る。（❶❷❸）	・看護学群においては，令和２年度から準備を進めてきた新たなカリキュラム（令和４年度入学生から開始）について，文部科学省の承認を得た。 新カリキュラム実施に向けて，基盤教育科目のスタートアップセミナー，地域フィールドワークの運営について全学・学群内で調整した。また，災害看護プログラムでは，看護の専門性に基づく運用メンバーの拡充，ポートフォリオの電子ファイル化，大学近隣地域での防災活動の基盤づくりについて検討した。国際看護プログラムでは対象科目を拡充することとし、新カリキュラムでの科目構成を見直した。専門職連携教育（IPE）については，新カリキュラムにおける看護マネジメント実習に組み込み，実習概要を検討した。 シミュレータやe-learningシステムの教育の場として，スキルスラボの具体的計画立案，予算調整を行った。	IV	
	・事業構想学群においては，「イノベーションデザイン」のための科目の構築を行うとともに，デザイン研究棟における設計・プログラム，企画・アイデアを実体化するためのデジタルファブリケーション環境の強化をはじめ，機材や環境を整備することにより，教育研究を促進する。（❶❷❸）	・事業構想学群においては，「イノベーションデザイン」のための科目の構築の一環として，「地域活性化とビジネス」および実学教育プログラムとして「意味的価値創出演習」において，地域企業と連携したVR教育コンテンツを開発し，「南部鉄器」の製造方法を体験する教育プログラムとして試行した。また，デザイン研究棟における設計・プログラム，企画・アイデアを実体化するためのデジタルファブリケーション環境を強化するための，機材や環境の整備を進めた。		
	・食産業学群においては，基盤教育の理解につながる基礎的な実験を前倒しし，その内容を検討するとともに，食産業に関わるテーマを教材にした基盤教育を導入し，基盤教育と専門教育との接続性を高める。（❶❷）	・食産業学群では，基盤教育の一層の充実を図るとともに専門教育へのスムーズな移行を図るために，令和４年度開始の新たなカリキュラムとして基礎的な実験を前倒しして基盤教育との連携を図るとともに，食産業に関わるテーマを教材にした基盤教育科目を新設した。また，新たなカリキュラムでは，多くの科目の移動を伴ったことから，現行カリキュラムとの時間割上の工夫を行った。		
	・令和４年度からの新たな教育課程の開始に合わせ，遠隔授業に関する学内規程類の見直しを行うとともに，基盤教育科目等の両キャンパス開講科目の一部において，キャンパス間での遠隔授業の試験的導入のための準備を行う。（❸）	・令和３年度に定めた「遠隔授業の実施に関する要綱」に則り運用した。また，遠隔授業の効果の検証を行うとともに，その結果を踏まえて，遠隔授業科目の選定方法を確定し，遠隔授業科目の認定を行った。さらに，基盤教育科目「アントレプレナー基礎」にてキャンパス間遠隔授業の体制を整えた。		
	・新型コロナウイルス感染症対策として対面授業と遠隔授業との効果的な配分を進めるとともに，各授業の実施状況の管理及びアンケート等による点検を行い，必要な改善を行う。また，遠隔授業やデジタルツールを活用したアクティブ・ラーニングに関するノウハウを共有するための学内研修を実施する。（❹）	・授業実施管理調整室を立ち上げ，前後期における授業実施方針の検討を行った。 ・前後期の学期始まりの１週間は遠隔授業，それ以降は対面授業の方針で講義を実施した。（対面授業実施率：100%） ・新型コロナウイルス感染症対策として，授業毎に対面，遠隔の授業実施レベルを設定し，教育効果を高めた。また，授業毎の課題点等を全体で共有し点検を行った。 ・本学で導入しているLMSの使用方法について，学群FDを実施し，ノウハウ等の共有を図った。		
	・学ぶ意義と学修意欲を向上させる施設として整備したラーニングコモンズを活用し，授業時間外の学修支援の場として，スチューデント・アシスタント（SA）を活用した学生相互の支援体制を充実させるとともに，学びを支援するための各種プログラムを展開する。（❹）	・両キャンパスにおいてラーニングコモンズを構成する４つのコモンズ合わせて30人を超えるSAの登録があり，SAが中心となってそれぞれのコモンズの特性に応じたプログラムを企画・実施または補佐し学生の学びを支援した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　9

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　イ 学士課程

高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと，人間性豊かで，グローバルな視点を備えた，Society 5。0の実現や，地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準を用いて，それぞれの学生の学修到達度を測定し，厳正な成績評価を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲ（Institutional Research）の導入を進める。

基盤教育においては，自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては，基盤教育との連携を重視した上で，地域社会のニーズに対応し，かつ，各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。
また，アクティブ・ラーニング等により，実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど，学生の勉学意欲や理解度の向上につながる，最も効果的な教育方法を工夫する。

大学教育のデジタル化を推進し，遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに，大学間の連携をより一層推進する。また，対面による活動がもたらす教育効果を再確認し，その効果的活用を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　イ学士課程

❶学生の多様な学修ニーズに応えるために，国際社会や地域社会，科学技術，情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ，かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ，デザイン研究棟等で展開し，地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。❷また，意欲と能力にあふれた学生を対象に，起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。❸情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し，地域や産業界，他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。【９】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・全学基盤教育においては，国際社会動向や科学技術，情報通信技術の動向を学ぶための科目，アントレプレナー育成のための科目を設置するとともに，語学教育の見直し，地域社会の課題解決を目指した地域フィールドワークを含めた地域連携型実践教育プログラムの充実を図るなど，既設授業を含めて科目内容の見直しを行う。（❶❷）	・令和４年度からの新たなカリキュラムにおいて，基盤教育科目として，国際社会の動向を学ぶ科目，科学技術，情報通信技術の動向を学ぶための科目，起業家精神（アントレプレナーシップ）を学ぶ科目を新設した。 ・地域連携実践教育プログラムの再構成として，学生による地域での実践活動を伴う３年次前期科目「コミュニティ・プランナーフィールドワーク演習」の新カリキュラム下での充実化に向けた検討を行った。結果として，新カリキュラムにおいては，「前期１科目+後期１科目」として開講期間を伸長し，学生が取り組むプロジェクトの具体化，振り返り時間の確保等により充実化を図ることとした。（No.8再掲） ・学群でのプログラムを発展させる形で，地域課題の解決に資する，より専門性を有した人材の育成をねらいとして，大学院におけるコミュニティ・プランナー科目を開講した。令和２年度のコミュニティ・プランナーアソシエイトの取得者１人が大学院に進学し，当該プログラムを受講した。	Ⅳ		
	・事業構想学群においては，EDGE-NEXT事業において実施してきたプログラムを推進するために外部組織と連携し，アントレプレナーシップを育成する教育課程を展開するほか，デザイン研究棟に立ち上げるMYU-DSC（デザイン・スタディ・センター）を教育研究に活用することができるよう整備し，イノベーションデザインのための継続的なプラットフォームとメディアの構築，先端技術を融合した表現方法の体系化を図る。また，それらの環境や技術を，学生が学びを深め，研究を進め，地域貢献として活用できるようにする技術支援体制を構築し，教育推進による学生の技術力，デザイン力の向上を図る。（❶❷❸）	・事業構想学群においては，EDGE-NEXT事業において実施してきたプログラムを推進するために外部組織と連携し，新カリキュラムにおいてアントレプレナーシップを育成する「アントレプレナーシップ基礎」や「イノベーションデザイン特別演習」を立ち上げた。また，デザイン研究棟にMYU-DSCを立ち上げ，教育研究に活用することができるよう整備した。イノベーションデザインのための継続的なプラットフォームとメディアを構築し，VRを活用した表現方法の開発を進めた。また，それらの環境や技術を，学生が学びを深め，研究を進め，地域貢献として活用できるようにする教育コンテンツを開拓するために南部鉄器の製造・販売を行うタヤマスタジオ株式会社と連携し，南部鉄器の製造工程をVR化し，それを教材とした正課外授業を実施するとともに，授業内でVRの教育効果を検証することで，次年度以降の正課科目実施につなげた。さらに，事業構想学群とJICA東北が協力して，国際協力事業の質の向上及び国際貢献，学術研究及び教育の発展に寄与することを目的に「JICA東北と宮城大学との間の連携覚書」を締結し，令和４年度開始予定の「宮城大学・JICA連携グローカル・プログラム」の構築に着手した。（No.8再掲）			

R3年度	・食産業学群では，PBLが中心となる卒業研究において，地域フィールドワーク等で学んだ内容なども取り入れ，地域におけるテーマについても指導を行うほか，実学教育プログラム等において，食産業に関する企業や研究機関で活躍している講師を招き，社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業を展開し，起業や大学院での研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図る。（❶❷❸）	・卒業研究において，地域フィールドワーク等で学んだ内容などを踏まえて地域課題などに取り組むPBLによる指導をおこなった。また，実学教育プログラム等において，食産業に関する企業や研究機関で活躍している講師を招き，社会のニーズや課題に対するアプローチなどをテーマとした授業を展開し，起業や大学院での研究のためのアイデアを創出できる人材の育成を図った。 ・令和４年度に始まる新しいカリキュラムでは，専門への関心と学習意欲を高めるため，１年次から専門に触れる機会として「食材生産概論」と「フードマネジメント概論」を新設した。また学生が教員の専門領域を体験する機会として基盤科目のスタートアップセミナーの中に「基礎ゼミ」を新設した。	Ⅳ	
	・企業や自治体，他大学，各種研究機関等との連携による教育プログラムの企画，運営を行う。（❸）	・県内企業と連携協力した授業「産学連携講座（君の未来創造論）」「学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）」を実施した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　10

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また，大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え，地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，リカレント教育など，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また，高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを明確に定め，その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。❷また，学位論文審査基準を公表し，透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。【１０】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定 / 意見 評定実績（10～12） R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7
R3年度	・令和３年度からの教育課程の改編に合わせて，全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及び各研究科ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを改正するとともに，履修ガイドやウェブサイト等により学生及び学外への周知を図る。（❶）	・改正した全学ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシー及び各研究科ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーについて，履修ガイドやウェブサイト等に掲載し，学生及び学外への周知を図った。	Ⅲ	
	・事業構想学研究科及び食産業学研究科においては，各研究科の教育目標達成のための体系的な教育課程として構築された令和３年度からの新たな教育課程の実施を進める。また，看護学研究科では，令和５年度改編に向けた教育課程の編成作業を進める。（❶）	・事業構想学研究科博士前期課程及び食産業学研究科博士前期課程においては，新たな教育課程を開始させた。 ・看護学研究科博士前期課程においては，一部学則及び履修規程の改正を行った。		
	・看護学研究科においては，高度な専門的知識及び課題分析，課題解決手法を身につけた看護人材の育成に向けた学士教育から継続した大学院への進学について検討する。（❶）	・看護学研究科のFDでは「学群から大学院へ臨床経験なしで進学（ストレート進学）する大学院生の教育充実に向けて」をタイトルとして，ストレート進学学生の教育を実践している講師によるオンライン講演会およびグループディスカッションを行った。		
	・事業構想学研究科においては，令和３年度からの教育課程の講義科目を基に，NPO・パブリックセクターに特化した大学院教育プログラムの科目構成について検討する。（❶）	・事業構想学研究科においては，令和３年度からの教育課程の講義科目を基に，NPO・パブリックセクターに特化した大学院教育プログラムの科目構成について検討した。		
	・食産業学研究科においては，科学技術の進展，新たな社会課題に対応できる人材の育成について検討するほか，多様なバックグラウンドを持つ研究科の学生に対してきめ細かなガイダンスを行い，カリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに合致した教育を効率的に行うよう努める。（❶）	・新たなカリキュラムではデータサイエンス等の科学技術の進展，新たな社会課題への対応に必要な専門科目を共通科目として開講し，新たな人材育成を進めている。また，多様なバックグラウンドを持つ社会人の入学希望者には，入学前に個別のカリキュラム等に関する細かなガイダンスを実施した。		
	・各研究科において新たな教育課程体系を示すカリキュラムマップを作成するとともに，科目ナンバリングの設定を行い，学生に周知する。また，学生が自らの進路に応じた履修を進めることができるよう履修モデルの点検，整備を行う。（❶）	・新たな教育課程体系を示すカリキュラムマップを作成した。また，新教育課程に対応した履修モデルを点検し履修ガイドに掲載した。		
	・学位論文審査基準をウェブサイト，履修ガイド等で公表する。（❷）	・全研究科の学位論文審査基準をウェブサイト及び履修ガイドにて公表した。		
	・学位論文審査の透明性，公平性を明示できるよう，学位論文審査における評価指標，評価値の明確化を含めた審査報告様式の全学的な統一についての検討を進める。（❷）	・研究科毎の学位論文審査報告書を点検し，審査における評価指標，評価値の明確化を含め，全学的な統一について検討を行った。		
	・学位論文審査プロセスを履修ガイドやウェブサイト等において明確に示し，学生への周知を徹底する。（❷）	・学位論文審査プロセスについて，履修ガイド，ウェブサイト等に掲載するとともに，４月のオリエンテーションにおいて説明を行い，学生への周知を徹底した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　11

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また，大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え，地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，リカレント教育など，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また，高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに，❷教学ＩＲの導入を進め，それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。【１１】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・令和元年度に開始した修了時の学修成果測定結果の分析を行い，教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を実施する。（❶）	・過年度に実施した修了時の学修成果測定結果の分析を行い，教育効果の検証及び測定方法の妥当性の検証を行った。	Ⅲ		
	・学修成果把握のための評価項目及び評価方法，可視化手法について検討を行い，それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定する。（❶）	・学修成果把握のための評価項目及び評価方法，可視化手法について検討を行い，それらを基に「宮城大学教学アセスメントプラン」を策定した。			
	・学生の入学時から大学院修了までの学生の学修状況，就職等に関する情報の統合的な分析に基づくエンロールメント・マネジメントのためのＩＲシステム導入の準備作業を行う。（❷）	・IRの運営方針およびIRシステムの基本的考え方を整理した。さらに，各種システムからのデータの移行とセキュリティを考慮したIRシステムの運用方針をまとめた。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　12

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標　　ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として，先端的な専門知識・技術を備え，研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また，大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え，地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては，ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め，これに基づいた学位授与，教育課程の編成・実施を図るとともに，学修成果の把握に努める。また，公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて，それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学ＩＲの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし，当該教育との関係に配慮しながら，地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより，リカレント教育など，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう，各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また，高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上，地域貢献の視点を踏まえて，効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(2)教育の内容等　ロ大学院課程

❶大学院の魅力を更に高めるため，将来の国際社会や地域社会，科学技術の進展，情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。❷また，社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。【１２】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・事業構想学研究科及び食産業学研究科では，令和３年度の教育課程の改編により，実学教育やデータサイエンスに関する科目の充実，実施を図る。看護学研究科では，令和５年度に向けて教育課程改編の準備作業を進める。（❶❷）	・事業構想学研究科及び食産業学研究科では新カリキュラムに従って実学教育やデータサイエンスに関する科目を実施した。 ・看護学研究科では大学院教育の改編内容と進め方について検討した。教育体制の拡充と並行した令和５年度からの段階的な教育課程改編に向け，情報収集や教員間での意見交換等，検討を開始した。	Ⅲ		
	・看護学研究科においては，日本看護系大学協議会への「在宅看護専門看護師教育課程」の申請及び「在宅看護専門看護師養成コース」開設のための準備を行う。（❶❷）	・令和５年度以降に開講する在宅看護専門看護師養成課程における担当教員の公募条件（担当予定科目や資格）を精査し公募を進める等，準備を行った。			
	・食産業学研究科においては，老朽化した実験機器の更新と先端機器の導入，利用環境の整備により教育研究環境の向上を図るとともに，情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用して，社会人のリカレント教育の提供方法に柔軟性と幅を持たせる。（❶❷）	・第３期中期計画期間中において計画的に老朽化した大型実験機器の更新と先端機器の導入を進めている。また，利用環境向上のため，実験機器の共用化と共に実験室等の配置見直し等も合わせて進めている。情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用して，社会人のリカレント教育の提供方法については，検討を進めている。			
	・社会人学生が学びやすいよう，情報ネットワークの利用による遠隔授業，遠隔研究指導の積極的な活用を図るとともに，対面授業と遠隔授業を効果的に組み合わせた授業展開を進める。（❷）	・社会人学生が学びやすいよう，科目の特性に応じてTeams或いはZoom等を活用し，遠隔講義と対面講義を効果的に組み合わせて実施した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　13

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　イ 教育研究組織

基盤教育，各学群及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また，国際交流や地域連携の推進など，教育の支援や産学連携活動の強化に必要な体制を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(3)教育の実施体制等　イ教育研究組織

❶学群・研究科や各委員会・センターなどの教育研究組織が，本学の理念・目的に適合した組織体制となっているかを不断に検証するとともに，教育研究の動向，社会的要請などの本学を取り巻く教育研究環境等に適応したものになるよう改善を図る。【１３】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見
R3年度	・学部・学科制から学群・学類制への移行期を経て，本学が新たなステージでの展開を推進していくにあたり，大学改革の理念・目的に適合した組織体制となっているのかを改めて点検し，必要に応じて改善を行う。（❶）	・旧地域連携センターを改組し，研究及び地域連携の分野を統合させた新たな体制として「研究推進・地域未来共創センター」を設置し，取組をより効果的に実践していくための組織改編を行った。 ・組織化にあたっては，財務課，旧地域連携センターがこれまで担ってきた類似業務を統合・集約し，事務の効率化を図るとともに，研究（シーズ）と地域連携（ニーズ）の一元管理により，効果的に相乗効果が期待できる体制とした。	Ⅲ	評定実績（13） R3 R4 R5 R6 暫定 R7	
	・学内の横断的な組織である各委員会や全学センター，教育推進センター等の教育研究組織が，十分に機能的に運営されているかの点検を行い，必要に応じて，改組，統合，新設等について検討する。（❶）	・学内の横断的な組織については，概ね，機能的かつ円滑に運営されてきている。なお，新型コロナウイルス感染症対策や，IT化の進展に伴い，次の組織整備を行った。 ①面接授業の本格的な実施や，変異ウイルスの発生等に伴い，学生からの登校の可否に係る相談が増加することが予想されたことから，新型コロナウイルス感染症対策本部会議のワーキンググループとして，登校相談を専門とする窓口「コロナウイルス登校相談チーム」を設置した。 ②これまでの（仮称）IR準備室を，「教学IR室」とし，教学マネジメントにおける教学IRの位置づけを明確化し，本格的な検討を行った。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　14

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績，実務経験等を有する優れた教員を，年齢，性別，国際性等のバランスに配慮しながら，採用・配置する。
また，教育活動の質の向上を図るため，教員評価，学生による授業評価やＦＤ（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに，学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど，教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で，教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。❷教員の募集，採用，昇任等に当たっては，これらの基準及び手続きを明確にした上で，年齢，性別，国際性等のバランスにも配慮し，公募により選考する。❸また，学系組織の実質化を進め，教育研究の活性化を図る。【１４】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価
				評定 / 意見
				評定実績（14～16）
				R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7
R3年度	・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ，教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。（❶）	・各学群・研究科の将来構想を踏まえ，第一義的に専任教員を配置し，その上で，科目担当教員の充足が困難で教育の質保証の観点から必要と認められる場合には，特任教員や非常勤講師を配置するなど，科目担当教員の配置に関する指針を定め，適正な配置を行った。	Ⅲ	
	・教員の採用にあたっては，人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし，原則として公募によって採用を行う。（❷）	・人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にした上で，各学群等における第一次審査の後，教員人事委員会において，採用予定者を決定し，理事会の審議を経て，正式決定をしている。 ・採用は，全て公募によって行い，選考結果をウェブサイトで公表した。（選考13件（うち，採用13件，不採用０件））		
	・教育研究の活性化に資するため，学系組織の活動状況を点検し，実質化に向けての検討を行う。（❸）	・平成29年４月から導入した学系制については，学系が細分化され過ぎており，具体的な運用に至っていなかったことから，平成30年度に再構築について検討，見直しを行い，平成31年度（令和元年度）から再構築した学系で運用がなされているところであり，令和２年度に引き続き現行体制の維持・定着を図った。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　15

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績，実務経験等を有する優れた教員を，年齢，性別，国際性等のバランスに配慮しながら，採用・配置する。

また，教育活動の質の向上を図るため，教員評価，学生による授業評価やＦＤ（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに，学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど，教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶専任教員の教育，研究，地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し，その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに，大学全体の質の向上と高度化に資するため，教員評価を行う。❷また，教員の年俸制の導入について，引き続き検討する。【１５】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・平成31年４月から施行している新たな教員評価制度の定着を図るとともに，教員評価制度検討委員会による点検を通じて，必要に応じて随時改善を行う。（❶）	・令和２年度から新しい教員評価制度に係る評価を実施し，評価結果を勤勉手当の成績率に反映させている。 ・教員評価制度は，教員評価制度検討委員会において，随時，制度の点検・見直しを図っており，令和３年度は，基礎評価の項目の点検，評点の見直し等について，合計７回にわたり教員評価制度検討委員会において議論がなされ，改善を図った。	Ⅲ		
	・教員の年俸制の導入について，他大学等の情報を収集するなど，引き続き検討していく。（❷）	・他大学の給与制度について，随時，情報収集を行ったが，本格的な検討には至っていない。引き続き，他大学等の動向等も見ながら，慎重に検討を進めることとしたい。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　16

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標　　ロ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績，実務経験等を有する優れた教員を，年齢，性別，国際性等のバランスに配慮しながら，採用・配置する。

また，教育活動の質の向上を図るため，教員評価，学生による授業評価やＦＤ（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに，学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど，教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(3)教育の実施体制等　ロ教員・教員組織

❶本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに，❷その育成及び自己研鑽の機会として，組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント，スタッフ・ディベロップメントを実施する。【１６】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・本学が目指す教育を提供するための望ましい教員像及び教員組織の編成方針について，既存の関連規程等の点検を行うとともに，明文化の方法，内容について検討を進める。（❶）	・本学が目指す教育を提供するため，望ましい教員像，教員組織を編成できるよう，既存の関連規程等の確認を行い，方針内容の検討を進めた。	Ⅲ		
	・全学及び組織ごとの階層化したレベルで教員育成及び自己研鑽のためのファカルティ・ディベロップメント（FD），スタッフ・ディベロップメント（SD）プログラムを企画，実施する。また，実施にあたっては，オンライン上での実施等，教員が参加しやすい効果的な方法での実施を進める。（❷）	・マクロレベル１件，ミドルレベル10件，ミクロレベル６件のFD・SDをオンラインを活用して行った。 ・全学FD「遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～」をオンラインで実施し，教職員178名（88.7%）が参加した。講演に加えて，教員間のディスカッションを行い，令和元年度・２年度におけるコロナ禍でのオンライン授業について，各学群の工夫を共有した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　17

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより，更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに，健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう，相談体制の強化，健康管理や課外活動の支援を行う。さらに，経済的に安定した環境で学修できるよう，負担軽減制度の適切な運用に努める。

また，多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて，社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や，大学のグローバル化が図られるよう，地域や産業界とも連携しながら，社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど，学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶学生が安心して学生生活を過ごし，学修や課外活動に励むことができるよう，学修支援方針等に基づいて，適切な学修支援，生活支援を行っていく。❷特に学修困難学生については早期発見に努め，適切な対応を行う。【１７】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
				評定実績（17～19） R3	R4
R3年度	・ALCS学修行動調査の回答率を高めるとともに，過去３年のデータの分析を行う。（❶）	・回答率に関しては，各学群の学修特性に応じた呼びかけを教員と事務局とが連携して実施し，前回と同程度の回答を得ることができた。(令和２年度回答率61.07%，令和３年度回答率57.43%)データの分析については，今年度回答は新型コロナウイルス感染症の影響を強く受けていることを鑑み，次年度の回答を得た後，年度間の比較分析を行うこととした。	IV		
	・学生が安心して学生生活を過ごすことができるよう，新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めるとともに，不安やストレスの強い学生の把握を行い適切な支援を提供する。（❶）	【全学共通】 ・座席が固定されている教室では，学生が社会的距離を保って着席するよう工夫することで，安全に授業を実施した。 ・登校時や時限の間，感染リスクが高い昼食時等に，職員による見回りを行い，マスクの着用，対人距離の確保，手指・使用場所の消毒等適宜必要な指導を行った。 ・新型コロナウィルス感染症への不安やストレスが強い学生の把握に努め，教員等との面談を行い，配慮要請等につなげた。 ・感染防止の注意喚起と共に，各キャンパスにおける感染予防対策をわかりやすく纏めて周知した。 ・チャットボットの導入により，発熱等の症状がある学生の出席停止に係る手続き等を分かりやすくなるよう整理した。 【健康支援室】 ・基礎疾患のある学生が安全かつ安心して健康診断を受けられるよう，個別に配慮の有無を確認し対応した。 ・学生が安心して保健室や学生相談室を利用できるよう環境を整備し，感染拡大防止対策を講じた。 ・新型コロナウイルス感染症に関して，ワクチン接種やワクチンによる副反応についての不安を訴える学生への個別の支援を行った。 ・新型コロナウイルス感染症対策として，アンケート調査等を実施し，措置の必要な学生の情報を把握し，必要時受診や療養，学生生活について助言を行った。 ・感冒症状のある学生に対して，受診や療養，学生生活ならびに大学における手続きの指導を行った。 ・学生ならびに教職員に対し，新型コロナウイルス感染症拡大予防のための指導をオリエンテーション，構内アナウンスで実施した。 ・看護学群教員と健康支援室が協力し制作した「新型コロナウィルス感染症の拡大予防について」の動画を放映し，感染予防のための教育を実施した。 【看護】 ・医療従事者としての新型コロナウイルスワクチン接種にあたり，学生の接種希望の有無，学生へのオリエンテーション，接種会場までの交通手配など，学群・事務局が連携しながら調整を行い，希望するすべての学生のワクチン接種が実施できた。 ・学内における感染拡大防止に向けて，学生と教職員の有志で結成した“こびっと隊”が，新年度オリエンテーションや啓発動画の配信等によって，学生目線から感染防止活動を行った。 【事業】 ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたデザイン研究棟の利用ルールについて，価値創造デザイン学類長から利用学生宛てに周知した。 【食産】 ・実験実習時の感染防止対策について説明し対策の遵守を徹底した。 ・公共交通機関で通学している学生を対象に，学生が何に対して不安感を持っているかアンケート調査を行った。また，ワクチンの接種状況についてもアンケート調査をした。	IV		

R3年度	・学修活動について，リメディアル，発展的内容の両面で意欲の向上と活動を支援するため，コモンズ運営室や基盤教育群との連携体制を検討，構築する。（❶）	【基盤】 ・基盤教育群において，群内ワーキンググループとしてリベラルアーツ系・語学系の「コモンズ企画運営ワーキンググループ」を立ち上げ，学習活動支援の体制検討に着手した。 ・基盤科目の一部新カリキュラム科目について，コモンズ活動との連携の実現性の検討に着手した。 ・１年生の学修支援体制の充実を目的として，各学群スチューデントサービスセンターと基盤教育学群の連携を強化し，スタートアップ・セミナー／アカデミック・セミナー担任の体制についてあらためて検討を行った。３学類の中での学類選択を行う事業構想学群は，その特性を踏まえて，通年で同じ教員が担任する体制に戻した。なお，昨年同様に看護学群は通年で同じ教員が，食産業学群は前期・後期で別々の教員が担任を担う体制としている。 【食産】 ・期末試験前にコモンズにおいてSAによる学修支援を行い，多くの１年生の参加があった。	Ⅳ	
	・学修困難学生については，引き続き科目担当教員の協力により欠席の多い学生の早期発見に努め，各学群スチューデントサービスセンター・ワーキンググループ（看護学群では学生ワーキンググループ）を中心に科目担当教員，健康支援室のカウンセラーや保健指導員，事務職員が連携して支援を提供するほか，リメディアルが必要な学生に対する支援体制を検討する。（❷）	【全学共通】 ・必修科目を中心に２回以上欠席の学生について科目担当教員から情報を得て，学修困難学生を把握し，面談・支援につなげた。 ・学修困難の原因が心身の不調によるものであった場合，カウンセラーや保健指導員と連携して支援にあたった。 【健康支援室】 ・学修困難となっている学生に対し，早期支援につなげられるよう，学群教員とカウンセラーや保健指導員，事務職員が相互に情報提供することに努め，支援を行った。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　18

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより，更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに，健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう，相談体制の強化，健康管理や課外活動の支援を行う。さらに，経済的に安定した環境で学修できるよう，負担軽減制度の適切な運用に努める。

また，多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて，社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や，大学のグローバル化が図られるよう，地域や産業界とも連携しながら，社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど，学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。❷障害のある学生，外国人留学生，LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。❸特に障害のある学生については合理的配慮を行う。❹全学生を対象に，人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。【１８】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・新型コロナウイルス感染症の学内における感染拡大を防ぐため，学生，教職員が連携して健康教育等を実施する。（❶）	【全学共通】 ・感染防止の注意喚起と共に，各キャンパスにおける感染予防対策をわかりやすく纏めて周知した。（No.17再掲） ・チャットボットの導入により，発熱等の症状がある学生の出席停止に係る手続き等を分かりやすくなるよう整理した。（No.17再掲） 【健康支援室】 ・学生ならびに教職員に対し，新型コロナウイルス感染症拡大予防のための指導をオリエンテーション，構内アナウンスで実施した。（No.17再掲） ・看護学群教員と健康支援室が協力し制作した「新型コロナウィルス感染症の拡大予防について」の動画を放映し，感染予防のための教育を実施した。（No.17再掲） 【看護】 ・学内における感染拡大防止に向けて，学生と教職員の有志で結成した“こびっと隊”が，新年度オリエンテーションや啓発動画の配信等によって，学生目線から感染防止活動を行った。（No.17再掲） 【事業】 ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたデザイン研究棟の利用ルールについて，価値創造デザイン学類長から利用学生宛てに周知した。（No.17再掲）	Ⅲ		
	・障害のある学生やLGBTQ+の学生，外国人留学生の困難さやニーズについての把握に努めるとともに，支援体制について検討する。（❷）	【健康支援室】 ・個別の相談を通じて把握された学生の困難さやニーズについて，学生相談担当者ミーティングなどにおいて共有し，より良い支援のあり方について検討した。 ・障害のある学生やLGBTQ+の学生への全学的な支援体制の確立に資するよう，学会やセミナーに参加し，先駆的な取組について積極的に情報収集に努めた。 【看護】 ・障害のある学生やLGBTQ+の学生，外国人留学生に対しては，学生からの相談に応じて，学群教員（主として担任）が個別に相談対応を行った。 【事業・食産】 ・合理的配慮の提供が必要な学生に対し，学群・健康支援室が連携して面談を行い，配慮内容について合意を形成し，配慮を実施した。			

R3年度	・障害のある学生について，必要な合理的配慮を実施する。（❸）	【健康支援室】 ・学生から申請のあった合理的配慮について，提供フローに基づき学群スチューデントサービスセンターワーキンググループ（看護学群は学生ワーキンググループ），事務局と連携し支援を行った。 【食産】 ・２件の申請に対して必要な合理的配慮を提供した。 【事業】 ・３件（内１件は研究科）の申請に対して必要な合理的配慮を提供した。	Ⅲ	
	・多様性を尊重する態度の醸成に向け，ファカルティ・ディベロップメント等による啓蒙活動を実施する。（❹）	【事業】 ・要支援学生への対応をテーマに学群FDを実施した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　19

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより，更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに，健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう，相談体制の強化，健康管理や課外活動の支援を行う。さらに，経済的に安定した環境で学修できるよう，負担軽減制度の適切な運用に努める。

また，多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて，社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や，大学のグローバル化が図られるよう，地域や産業界とも連携しながら，社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど，学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(4)学生への支援　イ学修・生活支援

❶国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度，各種奨学金制度の紹介など，経済的に問題を抱える学生への支援を行う。【１９】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度等について，ウェブサイトやメール等の多様な手段で周知を図る。（❶）	・対面およびオンラインの説明会，学生向けメール連絡や大学ウェブサイト等，多様な手段を用いた周知により，要支援学生の申請につなげた。 また，授業料減免の申請においては，学生の利便性を高めるため，申請の電子化を導入した。	Ⅲ		
	・国の修学支援制度を利用している学生について，成績不良により支援が打ち切られることのないよう学群と連携し，適切な支援を提供する。（❶）	・令和２年度の適格認定（学業）において警告判定となった学生に対して，学群と事務局が連携し，面談を行う等の支援を提供した。			
	・授業料の納付が遅れる傾向のある学生に対して，学群との連携や個別面談等を通して経済状況，修学状況等を把握し，適切に対応する。（❶）	・新型コロナウイルス感染症拡大による学生の経済状況悪化を鑑み，令和２年度に引き続き，特例により授業料の納付期日を遅らせる対応をとった。 ・授業料未納学生に対して，教員・事務局が連携して面談を実施する等の対応にあたり，必要に応じて，健康支援室と連携した。			
	・学生のアルバイト状況の把握に努め，アルバイトに従事することで学修に支障が生じないよう支援を提供する。（❶）	【全学共通】 ・修学状況に問題のある学生との面談では，アルバイトの従事状況の確認を行った。また，経済的に問題がないか確認をしたうえで，アルバイトへの従事時間の調整に向けた支援を行った。 【健康支援室】 ・学生からの相談対応のなかで，アルバイトによる学修への支障が生じている場合，アルバイトと学修が両立できるように個別に支援を行った。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　20

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため，学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(4)学生への支援　ロキャリア形成支援

❶企業や自治体，医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し，学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し，主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。❷また，学生の特性に合わせた個別支援も強化することで，不本意な就職等を削減する。❸地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し，関連する地域情報を提供するほか，卒業・修了者のＵターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。【２０】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
R3年度	・キャリア・インターンシップセンター（CIC)と各学群キャリア担当教員が学生，企業や自治体，医療機関等の情報を共有するとともに，ゼミ（研究室），領域担当教員とも連携し，学生のキャリアプランの実現を支援する。（❶）	・キャリア・インターンシップセンター（CIC)運営委員会を通じて各学群の現状や取組等を共有し,学生の指導方針やCICとしての対応を決めて対応することを原則に，各学群キャリア担当教員が連携した指導を行った。適宜，企業や自治体を招聘してセミナーや説明会を開催したり，看護実習時に情報交換を行い，採用情報等もキャンパス間で共有しながら学生への周知を行った。 ・学群のゼミ（研究室）や学群ワーキンググループ教員とも連携して学生の詳細でリアルタイムな現状把握に努め，効率の良いキャリアプランの実現に向けて支援した。 ・両キャンパスに設置されているキャリア開発室の運営に尽力し，学生が求める支援を適切に行った。 ・令和元年度から直近過去10年の卒業生に対して就労状況調査を実施し，20％程度の回収率であった。転職率は29％であり，うち99％が転職回数１回であった。現職に対しては53％の卒業生が満足しているとの回答であった。転職時期は卒業後３年目を最頻値とし，卒業後経過年が多い方にのびるポアソン分布様であった。本学における教育研究活動は卒業後の仕事に役に立っていると感じている卒業生は62％であった。	Ⅲ		
	・キャリア科目とインターンシップ科目の連携を一層強化するとともに，企業の採用動向を注視しつつ，業界研究セミナー，医療機関等研究セミナーやガイダンスを，対象学年に応じて効果的に開催する。（❶）	・キャリア科目とインターンシップ科目の各講義内で相互に紹介し合い，関連付けながら講義を展開することを心がけた。特にインターンシップ科目において製作した動画や資料を用いて一部のキャリア科目においても紹介し，動機付けのための教材とした。また，企業の採用動向を注視しつつ，業界研究セミナー，ガイダンスを，遠隔と対面形式で対象学年に対して開催した。			
	・遠隔対応について，より充実した指導内容にするよう努めるとともに，ウイルス感染を防御し，健康状態を保つような就職活動法を指導する。（❶）	・遠隔による就職活動に慣れ，本来の能力を発揮できるように学生をキャリア開発室が中心になって予めトレーニングし，充実した指導内容にするよう努めた。 ・大学の方針と学生の要望を考慮しながら，新型コロナウイルスへの感染に対する防御策を厳守させつつ，健康状態を保って就職活動を適切に行うように学生を指導した。その際，キャリア開発室の構造や指導員の配置なども，指導効果が低下しないように適宜変更した。			

評価委員会による評価 評定実績（20～21）					
R3	R4	R5	R6	暫定	R7

R3年度	・進路カードの電子化によって，迅速かつ確実な情報収集，活用を実現する。（❷）	・進路カードの電子化対策として，キャリタスUCの導入と利用促進を図った。特に，事業構想学群および食産業学群において，所属教員や指導員への周知と利用協力を依頼することによって学生からの認知度を高めるとともに，学生から迅速かつ確実な情報収集や活用を実現した。看護学群においては，現在までの指導方法と調整しながら今後必要に応じて利用していく。 ・事業構想および食産業学群の３年生および４年生の講義の中でキャリタスUCの利用方法を指導し，進路希望および進路決定に関する情報を回収した。その結果，食産業学群では100％となるなど飛躍的に回収率が高まった。	Ⅲ	
	・地元企業団体との連携等を通じて，地元就職率の向上，Ｕターン支援の強化を図る。（❸）	・宮城県中小企業家同友会との連携等を強化し，計６回の打ち合わせを行い地元就職率の向上やＵターン支援の強化を図った。特に，同友会主催の就職イベントや学内での地元企業説明会の企画を促進した。また，同友会加盟の地元企業への取組に協力をし，商工振興と企業の魅力発見に貢献した。 ・キャリア科目等で，学生に対して地元企業の認知度向上を図った。 ・キャリア科目等を通じ，学生に対して地元企業の認知度向上を図った。特に宮城県中小企業家同友会を介して４年生には２名に対し，さらには卒業生１名に対しても宮城県内の企業をそれぞれ斡旋した。 ・宮城県内就職率は，令和２年度が事業構想学群51.6％，食産業学群27.2％，看護学群59.8％であったのに対し，令和３年度は事業構想学群49.4％，食産業学群38.7％，看護学群69.5％と，食産業学群と看護学群において大きく高まった。		
	・公務員試験や国家資格試験に向け，学生のニーズを的確に捉え，外部講師を活用した学内講座等を効果的，効率的に実施する。（❸）	・公務員試験や国家資格試験に向け，対策セミナーや公的組織を招聘しての説明会，若手公務員との懇談会などを企画開催した。また，学生のニーズに応じ，外部講師を活用した学内講座等を実施した。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　21

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　１ 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ，高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに，教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか，教員の教育力向上を図ることにより，学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに，豊かな知性や感性，自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ，グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し，地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標　　ロ キャリア形成支援

希望する進路を実現するため，学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第１教育研究　１教育　(4)学生への支援　ロキャリア形成支援

❶本学独自の実践的インターンシップなどを活用し，環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに，❷地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて，企業や自治体，医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。【２１】
［指標］卒業生就職率（１００％／年）
［指標］看護師国家試験新卒合格率（１００％／年）
［指標］保健師国家試験新卒合格率（１００％／年）（※【２０】【２１】を合わせたロ キャリア形成支援 全体の指標）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・コロナ禍でも協力いただける受入企業等との連携関係を基に，学生の視野拡大や実務能力の向上を図る。具体的には，講義への出講，企業や自治体，医療機関等が行っているインターンシップ等の具体的紹介や参加促進を行う。（❶）	・コロナ禍でも協力いただける受入企業に加えて，宮城県庁や仙台市役所が企画する行政及び複数企業でのインターンシップについて，高学年はもちろん，低学年にも積極的に紹介して参加促進を行った。これらの企業や行政機関は，講義にも出講いただき，業務やインターンシップの内容について具体的に解説いただくことで，参加のハードルを低減するようにした。	Ⅲ		
	・研究室単位での産学連携・地域連携関係を基に，従来からの学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）との連携も意識しつつ，令和２年度に実施したような地域社会の価値創出につながる実践的インターンシップの展開を強化する。このような活動の認知度向上と実践促進を図るため，学外の先進事例のベンチマーク調査等を行う。また，学内外にこれら活動の継続的周知を図り，産学連携インターンシップの拡充を促進する。（❷）	・インターンシップⅠ講義や本学独自のインターンシップ教科書（２冊）での教育を通じて，低学年から自律的にインターンシップに参加して多様な価値創造につながるように推進した。 ・コロナ禍でのオンライン対応の必要性を意識して，２年生がオンラインで多数のインターンシップ説明会に参加したり，オンラインでのグループワーク型インターンシップを体験できるようにした。また，学外研修（インターンシップ・アドバンストコース）として，コロナ禍で２年生向けでは珍しい夏休み・５日間のフルオンライン型インターンシップを企業と合同で設計・実施して，教育面でも実施モデル開発の面でも大きな成果を得ることができた。 ・上記の学外研修の成果を基に，文部科学省主催のインターンシップ表彰と，(株)マイナビ主催のインターンシップアワードに応募した。 ・他大学のインターンシップの取組ついてベンチマークになるような事例などの情報収集を行った。 ・これらの知見を内外で紹介するとともに，インターンシップ面での産学連携の促進ツールとして，学外研修の実施内容の紹介やインターンシップの先輩体験談など複数の動画解説教材を開発した。			
	［指標］卒業生就職率（100％／年）	・卒業生就職率　97.9%			
	［指標］看護師国家試験新卒合格率（100％／年）	・看護師国家試験新卒合格率　98.9%			
	［指標］保健師国家試験新卒合格率（100％／年）	・保健師国家試験新卒合格率　92.7%			

第１　教育研究の質の向上 ２　研究に関する目標	【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより，研究水準の向上を図り，イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

全体的な状況

「研究推進・地域未来共創センター」を設置することにより，地域連携業務と研究支援業務の一元化による研究支援体制の強化を図った。さらに，戦略的な研究活動推進の一環として，「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催し，幅広いステークホルダーに対する本学研究シーズの発信，及び学内における他学群教員間の連携・交流による本学独自の研究を生み出すきっかけづくりを行った。

また，「研究推進・地域未来共創推進費」の創設，科研費獲得に向けたオンライン勉強会の開催，大学知的財産の積極的活用を見据えた東北テクノアーチとの技術移転基本契約の締結，教員及び学生に対する知的財産の理解を深めるための勉強会の開催といった，研究推進につながる取組を実施した。

さらに，地元企業等との連携を加速させるため，「ビジネスマッチ東北2022春」のマッチングイベントに出展し，学内シーズの情報発信を行った。

教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項

1　前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組

＜外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置　【評定】Ｃ＞

・科研費獲得に向けたオンライン勉強会を開催したほか，オンデマンドで視聴できる科研費講演会を，理系，文系に分けて実施した。また，教員研究費の配分に際し，外部資金獲得に向けた方策に関する評価項目を設け審査を行った。

2　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・なし

3　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・令和３年４月より，研究推進・地域未来共創センターを設置し，地域連携業務と研究支援業務を一元化した。
・技術移転機関である東北テクノアーチと技術移転基本契約を締結し，研究成果の社会実装に向けた体制を整備した。
・教員及び学生を対象に知的財産の理解を深めるための勉強会を開催した。

4　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・［指標］教員一人あたりの研究成果発表件数（１件／年 令和３年度）　附属資料27ページ参照
・［指標］外部資金獲得総額（179,350千円／令和３年）　附属資料28ページ参照

5　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・なし

6　その他，法人が積極的に実施した取組

・競争的資金に係る間接経費の使途について，事務局関係課との調整及び研究委員会での議論を行い，令和４年度から「研究推進・地域未来共創推進費」を創設し，科研費間接経費獲得実績額の一定割合に相当する額を研究力強化に資する取組に活用することとした。
・学外者向けに学内研究シーズを発表する機会として研究・共創フォーラムを開催し，教職員のほか企業や団体等の計174人が参加した。開催後，アンケートで社会ニーズを把握するとともに，教員とのマッチング希望がある企業に対し，共同研究に向けたマッチングの機会を設けた。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　22

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　2 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより，研究水準の向上を図り，イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに，競争的研究資金など外部資金を獲得しながら，地域に貢献する大学として，地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し，その発展に寄与する。また，教員の研究者としての能力を高めるため，研究業績の評価システムの改善に努めるなど，これまで以上に社会的に評価されるよう，研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　２研究

❶創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに，❷学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。❸また，社会や時代の要請を的確に把握しながら，実践的な研究に取り組むとともに，世界及び地域に貢献する研究を推進し，その発展に寄与する。【２２】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定　意見 評定実績（22～24） R3 R4 R5 R6 暫定 R7
R3年度	・本学の特色を生かし，地域の発展に寄与する研究成果を創出するため，特別研究費等制度の見直しを検討する。（❶❷❸）	・特別研究費等制度の変更を含めた内容の検討を行い，外部資金獲得状況との関連を経年比較することを目的に，令和４年度は制度を継続して実施することとした。	Ⅲ	
	・学系横断的な研究等本学独自の研究を推進するため，研究交流フォーラムの開催等により学内教員同士の更なる交流を推進する。（❶❷❸）	・「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催し，各学群研究者６名の研究発表を行った。参加者アンケートの結果，参加教職員の約７割から今後の他学群教員との連携に繋がるとの回答を得た。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　23

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　２ 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより，研究水準の向上を図り，イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに，競争的研究資金など外部資金を獲得しながら，地域に貢献する大学として，地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し，その発展に寄与する。また，教員の研究者としての能力を高めるため，研究業績の評価システムの改善に努めるなど，これまで以上に社会的に評価されるよう，研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　２研究

❶積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し，研究成果を発信する。【２３】
［指標］教員一人あたりの研究成果発表件数（２件／年 令和８年度）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・競争的資金の間接経費を活用した論文投稿，掲載費用の補助を実施するため，対象となる論文誌や対象者の選定について検討するとともに，国際学会等発表旅費の効果的な運用方法の見直しを図る。（❶）	・競争的資金の間接経費の使途について事務局関係課との調整及び研究委員会での議論を行い，令和４年度から「研究推進・地域未来共創推進費」を創設し，科研費間接経費獲得実績額の一定割合に相当する額を研究力強化に資する取組に活用することとした。国際学会等発表旅費については，アフターコロナにおける海外での学会発表等を見据えた支援の在り方を研究委員会で検討した。	Ⅲ		
	・ウェブサイトでの研究成果の発表を推進するとともに，研究交流フォーラムの見直しを行い，より効果的に研究成果を発信する。（❶）	・企業との共同研究の結果，特許出願するに至った発明について学外ウェブサイトに掲載するなど，研究成果の発信に努めた。また，学外者向けに「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催し，幅広いステークホルダーに本学の研究シーズを発信する機会を創出した。			
	［指標］教員一人あたりの研究成果発表件数（１件／年 令和３年度）	・教員一人あたりの研究成果発表件数　2.1件			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　24

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　２ 研究に関する目標

【重点目標】

地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し，地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより，研究水準の向上を図り，イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。

社会や時代の要請を的確に把握するとともに，競争的研究資金など外部資金を獲得しながら，地域に貢献する大学として，地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し，その発展に寄与する。また，教員の研究者としての能力を高めるため，研究業績の評価システムの改善に努めるなど，これまで以上に社会的に評価されるよう，研究水準の向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　２研究

❶地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り，❷外部資金の獲得や❸研究成果の戦略的な知財化，❹企業や外部機関等との更なる連携を推進する。
［指標］外部資金獲得総額（２億３，６００万円／年 令和８年度）【２４】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・地域連携業務と研究関連業務を一元的に集約することにより，研究支援機能を強化する。（❶）	・令和３年４月より，研究推進・地域未来共創センターを設置し，地域連携業務と研究支援業務を一元化した。	Ⅲ		
	・競争的資金の獲得に向けた勉強会の開催や，教員研究費の配分を外部資金の獲得につなげる取組により，外部資金獲得額の増加に努める。（❷）	・科研費獲得に向けたオンライン勉強会を開催したほか，オンデマンドで視聴できる科研費講演会を，理系，文系に分けて実施した。また，教員研究費の配分に際し，外部資金獲得に向けた方策に関する評価項目を設け審査を行った。			
	・研究成果の社会実装を戦略的に展開するため，研究成果の知財化，企業への技術移転に関する業務において外部専門機関を活用する等，効率的な推進を図る。（❸）	・技術移転機関である東北テクノアーチと技術移転基本契約を締結し，研究成果の社会実装に向けた体制を整備した。 ・教員及び学生を対象に知的財産の理解を深めるための勉強会を開催した。			
	・地元企業等の外部機関との連携を加速させるため，学内研究シーズと社会ニーズの把握に努め，企業訪問やマッチングイベントを通して，学内シーズの積極的な売り込みを行う。（❹）	・学外者向けに学内研究シーズを発表する機会として研究・共創フォーラムを開催し，教職員のほかに企業，団体等計174名が参加した。開催後，アンケートにて社会ニーズを把握するとともに，教員とのマッチング希望がある企業に応じて共同研究に向けたマッチングの機会を設けた。 ・「ビジネスマッチ東北２０２２春」のマッチングイベントに出展し学内シーズの情報発信を行った。			
	［指標］外部資金獲得総額（179,350千円 令和３年度）	・外部資金獲得総額＊　175,699千円（＊外部研究資金）			

第１　教育研究の質の向上 ３　教育研究環境の整備 に関する目標	【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに，その活用を推進する。

全体的な状況

令和２年度に引き続きコロナ禍であったことから，厳格な入退館管理と日々の消毒作業の徹底，警備員の配置や清掃業務の拡充といった庁舎管理の拡充，サーマルカメラ，サーキュレーター等の必要機材の調達等を行い，新型コロナウイルスについて安全・安心に配慮した教育環境の整備を行った。また，研究教育環境の充実を図るため「実験実習機器更新費」を新設し，老朽化した実験機器の整備，更新を着実に実施した。

学術情報に関する事業として，語学学習の強化や大学生活の支援を目的とした電子書籍の購入，令和元年度より導入したサブスクリプション型電子書籍の見直しを行い，教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図った。さらに，SARTRASへの登録による適切な著作物の利用と，教材作成時の著作物使用の利便性を高めることで，遠隔授業の安定かつ円滑な実施環境を整備した。加えて，本学の研究とその成果を学内外へと公開・発信するため，令和４年度の出版会立ち上げに向けた運営方針及び規程の整備を行うとともに，令和２年度に創刊号を発刊した研究ジャーナルの第１巻２号の発刊，及びデータベース「医学中央雑誌Web版」への収録申請を行い，収録誌として採択された。

研究支援体制としては，強化すべき分野として「産学連携・地域貢献促進研究」，「災害レジリエンス・震災復興特別研究」を特別研究費の研究種別として設け，これから大学として注力する分野の明確化を図った。加えて，全教員に対し基礎的研究費を一律配分することにより，研究力の底上げを図った。

教育研究の質の向上（教育研究環境整備に関する目標）に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・厳格な入退館管理の徹底，日々の消毒作業の徹底，講義室・演習室内における感染リスクの軽減を図るための庁舎管理の拡充（警備員配置，清掃業務拡充），必要機材（サーマルカメラ，サーキュレーター等）の調達や種々工夫を行いながら，新型コロナウイルスについて安全・安心に配慮した教育環境の整備を行った。
・教育研究環境の充実を図るため，新たな予算科目「実験実習機器更新費」を新設し，令和３年度は総額47,896千円を予算措置し，中期計画で予定した実験機器の整備，更新を行った。
・SARTRASへの利用登録の申請が完了し，本制度が使えるようになったことで，各学群(群)教授会にて本制度の概要説明を行い，著作権への関心を促し，適切な著作物の利用と教材作成時の著作物使用への利便性を高めることができた。
・令和４年度の出版会立ち上げを目指し，他大学の出版部事業について調査を行い，運営方針及び規程を整備した。
・特別研究費および国際研究費の審査項目として「外部資金獲得に向けた方策」を設定し，外部資金の獲得意識醸成を図った。
・令和２年度までは指定研究と合わせて予算計上していた「産学連携・地域貢献促進研究」を強化すべき分野として特出し計上を行った。
・特別研究費の研究種別として，災害レジリエンスの観点を新たに研究内容に含めた「災害レジリエンス・震災復興特別研究」を設け，これから大学として注力する分野の明確化を図った。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・なし

5　その他，法人が積極的に実施した取組

・コロナ禍における経験・議論を踏まえ，コロナ収束後も図書館活用促進事業をハイブリッド化し，より有効で持続可能なものにするために，オンラインメディア（ポッドキャスト番組）を試行した。
・全教員一律で基礎的研究費を配分することにより研究力の底上げを図った。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　25

■中期目標（中間案）（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに，その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため，ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また，新たに整備した各コモンズ，デザイン研究棟等の施設を最大限，効果的に活用する。さらに，研究水準の向上を図るため，研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　3 教育研究環境の整備

❶老朽化，陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め，教育研究環境の維持・向上に努める。【２５】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定　意見 評定実績（25～27） R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7
R3年度	・第３期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス９件，太白キャンパス２件）を実施する。（❶）	・令和３年度に予定していた大規模修繕工事（11件）を着実に実施した。加えて，令和４年度の大規模修繕工事を円滑に実施するため，令和３年度中に設計業務（３件）を実施した。 ・「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づくデータ＆メディアコモンズ整備について引き続き検討を行い，令和４年度内の整備に向け予算を確保した。	Ⅲ	
	・各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備，更新について，適切に予算化し，計画的に進める。（❶）	・教育研究環境の充実を図るため，新たな予算科目「実験実習機器更新費」を新設し，令和３年度は総額47,896千円を予算措置し，中期計画で予定した実験機器の整備，更新を行った。 ・厳格な入退館管理の徹底，日々の消毒作業の徹底，講義室・演習室内における感染リスクの軽減を図るため，庁舎管理の拡充（警備員配置，清掃業務拡充），必要機材（サーマルカメラ，サーキュレーター等）の調達や種々工夫を行いながら，新型コロナウイルスについて安全・安心に配慮した教育環境の整備を行った。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　26

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに，その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため，ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また，新たに整備した各コモンズ，デザイン研究棟等の施設を最大限，効果的に活用する。さらに，研究水準の向上を図るため，研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　３ 教育研究環境の整備

❶資料整備方針に基づき，教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り，電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。❷本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し，研究と研究交流を支援する。❸領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し，図書館利用促進事業等による機能向上を図る。【２６】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・資料整備方針や資料選定基準に沿って，資料の電子化を進め，適切に蔵書の管理，整備を行う。（❶）	・年度内に２回の学群選定を実施，図書館では教科書・テキスト類を中心に改訂版の更新を行うなど，資料の整備に努めた。 ・語学学習の強化や大学生活の支援を目的とした電子書籍(57点）の購入と，令和元年より導入しているサブスクリプション型電子書籍100点については，さらに利用を推進するため内容を見直し，10点の入れ替えを行った。	Ⅲ		
	・書庫狭隘化の対策を総合的に計画し，除籍作業に向けた体制等の整備と試行的実施を目指す。（❶）	・書庫狭隘化対策として，資料選定基準に基づき，除籍資料の取扱要領及び作業フローを整備した。 ・取扱要領等に基づき，太白キャンパス図書館の整備を行い，年度内に図書261点の除籍を行った。			
	・デジタルを含む資料の利活用による学修・研究支援を更に促進するため，ディスカバリーサービスの導入等これからの統合的な資料検索の在り方を検討する。（❶）	・令和３年度においても，ディスカバリーサービスの導入について検討を行った。アフターコロナというこれからの時代を見据え，ディスカバリーサービスの有用性が高まっていくことは想定されるが，現時点でのサービスの必要性や費用対効果という面で全学的な理解を得るところまでは十分に議論ができなかったため，令和４年度も引き続き導入の是非を検討していく。			
	・SARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）への登録を行い，遠隔授業等で使用される著作物における著作権処理の利便性を高め，教材作成を支援する。（❶）	・SARTRASへの利用登録の申請が完了し，本制度が使えるようになったことで，各学群(群)教授会にて本制度の概要説明を行い，著作権への関心を促し，適切な著作物の利用と教材作成時の著作物使用への利便性を高めることができた。 ・SARTRASより，事業構想学群（1年生）における12月の利用状況が報告対象として選定されたため，１年生対象科目の担当教員に利用状況を調査し，利用報告を行った。			
	・出版部事業として，書籍出版等に関する調査を実施する。（❷）	・令和４年度の出版会立ち上げを目指し，他大学の出版部事業について調査を行い，運営方針及び規程を整備した。			
	・研究ジャーナルの定期的な発行等，学術機関リポジトリの活用を進め，オープンサイエンスへの対応と研究資源，発信力を充実させる。（❷）	・令和３年９月に第１巻２号を発行した。投稿数は21件，採択数は17件となり，研究を公開・発信するための基盤として，学内での認知度が高まっていることが伺えた。また，令和３年10月に公開してから３月末までの６か月間で，第１巻２号の閲覧数は1,016件，ダウンロード数は1,652件に達しており，アクセス数も順調に増加している。 ・博士論文のリポジトリ登録を１件（看護学研究科９月修了者）行った。 ・データベース「医学中央雑誌Web版」に研究ジャーナルの収録申請を行い，収録誌として採択されることが決定した。医学・看護系の主要なデータベースと連携することによって，さらなる発信力強化とジャーナルの認知度向上につながるものと期待している。			

R3年度	・「六限の図書館」等，図書館活用促進事業の更なる充実と，新しい方向性として，オンラインを活用した事業を実施する。（❸）	・コロナ禍における経験・議論を踏まえ，コロナ収束後も図書館活用促進事業をハイブリッド化しより有効で持続可能なものにするために，オンラインメディア（ポッドキャスト番組）を試行した。 ・図書館活用促進事業の一環として，研究ジャーナルの認知度向上及び広報を目的とした展示パネルの制作・設置を行った。	Ⅲ	
	・ディスカバリーコモンズの利活用を進め，施設全体の更なる機能向上に向けて検討を行う。（❸）	・太白キャンパス図書館では，ディスカバリーコモンズの壁面にて宮城大学研究ジャーナルのパネル展示を実施した。 ・大和キャンパス図書館では，コロナ対策として，コモンズエリアの一部（イベントスペース）を閲覧スペースに活用。メディアテークの一般利用は制限（AV資料の視聴のみ）しているが，データベース利用講座の会場にするなど，利活用を進めている。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　27

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第２ 教育研究の質の向上に関する目標　　3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに，その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため，ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また，新たに整備した各コモンズ，デザイン研究棟等の施設を最大限，効果的に活用する。さらに，研究水準の向上を図るため，研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第１教育研究　３ 教育研究環境の整備

❶特別研究費及び国際研究費等の配分にあたっては，研究内容や外部資金獲得の可能性，若手研究者育成の観点などから審査を行い，配分を決定する。❷基礎的研究費を含め，研究費については，適切な配分を目指す。【２７】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・特別研究費及び国際研究費の内容を見直し，従来の観点に加え，外部資金獲得可能性を評価項目とすることや，若手研究者が優先採択される仕組みの構築，さらには産学連携や地域貢献等，強化する分野を明確化する。（❶）	・特別研究費および国際研究費の審査項目として「外部資金獲得に向けた方策」を設定し，外部資金の獲得意識醸成を図った。 ・令和２年度までは指定研究と合わせて予算計上していた「産学連携・地域貢献促進研究」を強化すべき分野として特出し計上を行った。 ・特別研究費の研究種別として，災害レジリエンスの観点を新たに研究内容に含めた「災害レジリエンス・震災復興特別研究」を設け，これから大学として注力する分野の明確化を図った。	Ⅲ		
	・教員研究費の配分にあたっては，外部資金の獲得状況や過去の研究費執行状況を考慮し，研究水準の向上に資する適切な配分となるよう制度を検証する。（❷）	・全教員一律で基礎的研究費を配分することにより研究力の底上げを図った。 ・過去の外部資金獲得状況に応じて特別研究費等の申請制限を加えるなど，研究水準の向上に繋がる制度運用の方法を継続的に検討している。			

第２　地域貢献等	【重点目標】 県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

全体的な状況

地域に開かれた大学として，各学群公開講座の実施，看護人材育成・支援事業としての各種研修の実施，自治体への出張講座や総合計画の策定に向けたセミナーの実施を通し，本学の教育研究成果の積極的な地域還元を行った。また，コロナ禍における取組として，本学看護学群教員による新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養支援，ワクチン接種対応，保健所等支援，感染対策特任講師の活動支援といった，逼迫する医療現場への支援を行った。

さらに，地域のシンクタンクとして，宮城県議会との学生参加型シンポジウムの開催，及び提言書の提出，国立研究開発法人水産研究・教育機構との包括連携協定，三菱地所株式会社との連携協定の締結，富谷宿観光交流ステーション内への「宮城大学共創ラボ」の設置等を通し，多方面における地域や産業の活性化を図った。加えて，全国的な取組として「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画し，地域ゼロ・カーボンワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループの幹事機関として，自治体における地域資源を利活用する持続的なエネルギー社会の構築に向けた地域の好事例を調査・共有することで，ローカルSDGｓの推進を後押ししている。

国際交流については，多文化理解を深める「グローバル人財育成プログラム」の実施や，海外協定校との連携によるオンラインプログラムの提供，在学留学生による「多文化共生トーク」や学生による「TOEFL&IELTSセミナー」の実施を通して，コロナ禍における新しい国際交流，グローバル教育の提供を実施するとともに，新たに休業期間を利用した「海外フィールドワーク研修」の作成，CIEOS危機管理マニュアルの策定といった活動を行ったが，学生の海外渡航には至らなかった。

地域貢献等に関する特記事項

１　前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組

＜国際交流等に関する目標を達成するための措置　【評定】Ｃ＞

・仙台にある日本語学校だけでなく，これまで本学に入学実績のあるすべての日本語学校等に対して，オンラインによる大学紹介・リクルートメント活動を行った。
・「宮城大学における短期留学生受入要領」を策定し，令和４年度からの短期留学生受入に関する学内体制を整えた。

２　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・なし

３　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・連携協定を締結した宮城県議会とのシンポジウムを開催し連携を深めるとともに，泉パークタウンにおいて地域活動に参加した。さらに，国立研究開発法人水産研究・教育機構と新たに包括連携協定を，また，三菱地所株式会社と連携協定をそれぞれ締結した。
・富谷市との連携事業として，富谷宿観光交流ステーション内に「宮城大学共創ラボ」を設置し，地域人材育成スクールを実施し，共創プロジェクトの可能性の検討を行った。
・自治体向けセミナー「総合計画策定のあり方を考える研究会」を実施し，自治体職員の実務に関する知識や手法について理解を深めた。また，自治体職員同士の意見交換や交流の場とした。
・仙台BOUSAI-TECH等と連携し，レジリエンスとアントレプレナーに関する教育プログラムに関する研究を進展させた。
・日本貿易振興機構（JETRO）から専門家を招き，学生の国際的視野を広める「グローバル人財育成プログラム」を開催した（計４回）。

４　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・［指標］公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年）　附属資料31ページ参照
・［指標］市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）　附属資料32ページ参照
・［指標］市町村や企業等との連携事業・受託事業数（12事業／年 令和３年度）　附属資料32ページ参照
・［指標］海外派遣学生枠（200人／年 令和８年度）　附属資料34ページ参照

５　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・海外派遣学生枠を52人分設けたが，コロナ禍により学生の海外渡航はすべて中止となった。また，代替策として提供したオンラインプログラムの参加学生は13人に留まった。

６　その他，法人が積極的に実施した取組

・地域の自治体等からの要請に応じて，看護学群教員が新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養支援（延べ89人，43日），新型コロナウイルスワクチン接種(東北大学ワクチン接種センター)対応（延べ99人，50日），保健所等支援（延べ170人，61日），感染対策特任講師の活動支援（件数118件，99日）を行った。
・仙台市消防局など自治体，団体からの受託事業（３件），宮城県KCみやぎ産学共同研究会事業など競争的資金等の獲得による受託事業（４件），その他受託事業（２件），自治体・企業等と大学が協力して行う連携事業（10件）を実施した。
・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画し，地域ゼロ・カーボンワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループの幹事機関として，自治体における地域資源を利活用する持続的なエネルギー社会の構築に向けて，地域の好事例を調査・共有した。
・JCSOS（海外留学生安全対策協議会）の主催する危機管理セミナーに参加し，CIEOS 危機管理マニュアルを策定した。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　28

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　１ 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(1) 地域社会への貢献

県民の高等教育機関としての役割を果たすため，質の高い教育機会を提供することとし，県内への優れた人材の供給に努めるとともに，積極的な県内就職先の開拓や，学生の県内就職に向けた意識の醸成に努める。
また，社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し，生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。
さらに，地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに，大学施設を地域に開放する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　１ 地域貢献

❶地域に開かれた大学として，本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため，住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか，❷引き続き大学施設の地域開放に努める。
［指標］公開講座等への延べ参加者数（１，６００人／年）【２８】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（28～31）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・住民を対象とした公開講座，企業や自治体に向けたセミナー，看護人材育成のためのセミナー等を企画し開催する。（❶）	・公開講座として，オンライン公開講座（７本，令和２年度公開講座を含む再生回数6,598回），看護学群公開講座（１回，49人），事業構想学群公開講座（１回，20人），食産業学群公開講座（１回，26人），基盤教育群公開講座（４回，170人）を開催した。 ・看護人材育成・支援事業において，新人看護職員研修新任教育担当者研修（３回，延べ201人），新人訪問看護師育成研修（２回，延べ16人），看護研究指導者研修（６回，延べ116人），看護師のためのエンド・オブ・ライフケア研修（２回，延べ49人），新人看護職員として働く卒業生のための集い（１回，２人）を開催した。 ・連携自治体等への出張講座として大崎市移動開放講座（６回，延べ204人）を開催した。 ・宮城県議会と宮城大学による連携協定に基づくシンポジウム（１回，101人），みやぎ食の絆シンポジウム（１回，51人），宮城大学研究・共創フォーラム（１回，174人），総合計画の策定に向けた自治体向けセミナーを開催した（１回，10人）。	Ⅲ						
	［指標］公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年）	公開講座等への延べ参加者数　7,787人（38回）							
	・オンライン公開講座については，本学のシーズに重点化した内容を盛り込む。（❶）	・本学のシーズを発信するオンライン公開講座を７本配信した。							
	・地域の自治体等からの要請に応じて教職員を派遣するなど，地域の新型コロナウイルス感染症対策を支援する。（❶）	・地域の自治体等からの要請に応じて，看護学群教員が新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養支援（延べ89人，43日），新型コロナウイルスワクチン接種(東北大学ワクチン接種センター)対応（延べ99人，50日），保健所等支援（延べ260人，108日），感染対策特任講師の活動支援（件数118件，99日）を行なった。							
	・ウェブサイト等へ活動状況や成果等を掲載することなどにより効果的な情報の発信に努める。（❶）	・ウェブサイトへの新着情報の掲載（23件）とメディア掲載（29件）により，本学ウェブサイトへ活動状況等を随時掲載・更新することなどにより，「見える化」を図った。							
	・交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進する。（❷）	・講義・ゼミ（53件），会議・打合せ（47件），研修会・セミナー（13件），大学行事・内部業務（21件），課外活動（８件）により交流棟オープンスタジオPLUS ULTRA-の活用を促進した（利用実績142件，延べ使用者数2,115人）。							
	・大学施設の学外者利用機会の増加により，地域への開放を進める。（❷）	・宮城県議会とのシンポジウムや看護人材育成・支援事業に係る各種研修，自治体向けセミナー等の開催により，大学施設を開放し利用を促進した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　29

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　１ 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(2) 産学官の連携

大学が持つ教育・研究資源や成果を地域社会に還元するため，産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け，県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに，地域のシンクタンクとしての役割も担うよう，県や県内市町村等との連携を積極的に進める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　１ 地域貢献

❶地域課題等を把握し，地域や産業の活性化を図るため，企業や自治体等との連携を一層強化する。❷また，企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため，地域連携や研究推進の支援体制を強化し，受託事業や受託・共同研究を実施するほか，❸本学とすでに連携協定を締結している市町村等（１４市町村及び１４公的機関等〈令和２年度〉）との取組事業の充実を図るとともに，❹新たな協定締結先の開拓に努める。【２９】

［指標］自治体や企業等との連携件数
・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（１７事業／年 令和８年度）
・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（３００件／年）

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・地域連携業務と研究関連業務を一元的に集約することにより，研究支援機能を強化する。（再掲）（❶❷❸❹）	・組織再編により，研究組織と地域連携組織を一元化し，フラットな組織とした。また，教員の研究情報と企業・自治体情報を共有することで，マッチングの効率化を図った。	Ⅲ		
	・企業や自治体等への訪問活動や相談への対応を積極的に行う。（❷）	・企業や自治体等に対して，訪問等（142件）や相談対応（101件）を行うことによりニーズの掘り起しを行った。その結果，連携事業による講師派遣や受託事業による共創プロジェクトへ展開した。 ・看護人材育成・支援事業において，研修会に関する相談（19件）に対応した。			
	・企業や自治体，医療機関等との連携を積極的に推進するとともに，新たな協定締結先の開拓に努める。（❸❹）	・連携協定を締結した宮城県議会とのシンポジウムを開催し連携を深めるとともに，泉パークタウンにおいて地域活動に参加した。また，国立研究開発法人水産研究・教育機構と新たに包括連携協定を，三菱地所株式会社と連携協定を締結した。			
	・自治体等へ各種委員会等の委員や講師等の派遣を行う。（❷）	・各種審議会委員に就任するとともに研修会等への講師派遣を行った。			
	［指標］市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）	市町村等の各種委員・講師の派遣件数　414件			
	・企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するためマッチングを行い，連携事業や受託事業，受託・共同研究等を実施する。（❷）	・仙台市消防局など自治体，団体からの受託事業（４件），KCみやぎ産学共同研究会事業など競争的資金等の獲得による受託事業（４件），その他受託事業（２件），自治体・企業等と大学が協力して行う連携事業（10件）を実施した。			
	［指標］市町村や企業等との連携事業・受託事業数（12事業／年 令和３年度）	市町村や企業等との連携事業・受託事業数　20事業			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　30

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　１ 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(3) 東日本大震災からの復興支援

被災地にある大学として，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めるとともに，全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　１ 地域貢献

❶東日本大震災からの真の復興・発展に向けて，移り変わる被災地の状況や，新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに，❷これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め，その内容や方法について検証を重ねながら，成果を広く発信していく。【３０】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・真の復興，発展に向けた産官学民のパートナーシップを検討し，震災復興の経験を踏まえた地域未来共創プロジェクトの可能性を検討する。（❶）	・富谷市との連携事業として，富谷宿観光交流ステーション内に「宮城大学共創ラボ」を設置し，地域人材育成スクールを実施し，共創プロジェクトの可能性の検討を行った。 ・自治体向けセミナー「総合計画策定のあり方を考える研究会」を実施し，自治体職員の実務に関する知識や手法について理解を深めた。また，自治体職員同士の意見交換や交流の場とした。 ・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画し，地域ゼロ・カーボンワーキンググループ及び人材育成ワーキンググループの幹事校として，自治体における地域資源を利活用する持続的なエネルギー社会の構築に向けて，地域の好事例を調査・共有した。	Ⅲ		
	・震災復興における発展期や新たな災害を見据えた災害看護のニーズを整理し，災害看護プログラムの再構築や地域の防災活動におけるネットワークづくりについて検討していく。（❶）	・令和４年度からの新カリキュラムを見据え，災害看護プログラムの科目内容を点検し，地震災害に加えて，暴風雨，洪水，土砂崩れ等の自然災害における復興や防災について強化することとした。紫山地域及び丸森地域との協力関係作りの検討を始めた。			
	・東北・宮城の未来を見据えて，看護学，事業構想学，食産業学の各領域及び全学的な連携の視点からの教育研究活動の可能性について検討していく。（❶）	【看護学群】 ・災害看護に関わる課外活動での学生の体験に関する調査結果を分析し，学会発表を行うとともに，災害看護学教育の強化に向けた教育体制の方向性を検討した。 【看護学研究科】 ・災害に関わる専門領域の拡大が図られるよう，看護学研究科における領域編成と科目編成を検討した。 【食産業学群】 ・カーボンニュートラルの観点から，地域資源である水産物の再生や資源化の社会実装に向けて自治体等と連携を図るとともに，水産分野における科目への反映を検討した。 【基盤教育群】 ・地域連携実践教育プログラムにおいて，SDGsを共通テーマとし，従来の地域に加えて七ヶ浜町にてビーチクリーン活動を題材とした教育活動を展開した。加えて，新みやぎ農業協同組合からの奨学寄附金を受け入れ，学外の機関の視点も導入し地域密着型の教育プログラムの検討段階に入った。			
	・震災復興，防災関連の教育研究活動の成果を踏まえ，研究交流フォーラムや公開講座等を活用し，学外への発信を検討していくとともに，自治体への防災教育や政策提言について検討していく。（❷）	・「災害レジリエンス・震災復興特別研究」にて，津波復旧農地の地下水環境観測を行い，塩害対策を講じ，その成果を学会や研究機関の勉強会で発表した。また，福島第一原発事故10年後の野生イノシシにおける放射線の影響を調査し，その成果を論文とした。 ・「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催し，地域活性での取組やSDGsに資する研究成果について，研究シーズを学外に発信した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　31

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　１ 地域貢献に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

(4) 感染症及び大規模災害対策への支援

新たな感染症や近年頻発化・激甚化する大規模災害に際し，地域社会が直面する課題について，大学の特色を生かした支援に取り組む。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　１ 地域貢献

❶地震，水害，感染症などによる今後の新たな災害に対応するため，地域の災害対策の状況把握を行い，連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め，成果発表の場を設けるなどして支援する。【３１】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・激甚化，頻発化する災害に関する学際的な調査を推進し，看護学，事業構想学，食産業学の各領域及び全学的な連携の視点から，地域の災害対応に向けた課題抽出や政策提言について検討を行っていく。（❶）	・看護学群の教員が，新型コロナウイルス感染症における宿泊療養施設および，保健所における支援活動を行い，宮城大学研究ジャーナルにて報告した。 ・持続可能な社会の創造に向けた先端情報の共有と知の発信を目的とした全学的な組織「（仮称）宮城大学サスティナブル推進本部会議」の創設について検討した。	Ⅲ		
	・防災関連の専門家の学内外の連携を図り，災害レジリエンスに関する研究活動を推進し，自治体との勉強会，研究交流フォーラム等で研究成果を発信していく。（❶）	・「災害レジリエンス・震災復興特別研究」にて７件を採択した。宮城県のレジリエンス構築に資する福祉と防災に関する研究や，災害後のコミュニティの再生に向けた人的支援施策に関する研究などを行い，学会等にて発表し論文とした。			
	・防災や減災に資するレジリエンスをテーマとした教育プログラムについて検討を行い，大学院教育における自治体枠を視野においた特別プログラムを検討していく。（❶）	・仙台BOUSAI-TECH等と連携し，レジリエンスとアントレプレナーに関する教育プログラムに関する研究を進展させた。 ・事業構想学群の新カリキュラムを検討し，「防災計画」を継続するとともに，新たに「レジリエンスとビジネス」を配置することとした。大学院では，ソーシャルデザイン特別講義にてレジリエンスを取り上げることとした。 ・災害レジリエンス等持続的な地域社会の構築などを内容とする自治体職員向けの研修プログラムについて，関係機関と検討した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　32

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として，教育研究の充実強化を図るため，グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら，学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに，海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。
また，グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で,「読点」は「,」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　２ 国際交流

❶グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解，国際教養，コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し，グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。❷英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に，国際交流協定校を開拓する。❸一方，学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い，キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。【３２】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
				評定実績（32～33）	
				R3 R4 R5 R6 暫定 R7	
R3年度	・海外で活躍する識者，実業家等による講演を実施し，大学全体において国際感覚や多文化理解を醸成する環境を整備する。（❶）	・日本貿易振興機構（JETRO）から専門家を招き，学生の国際的視野を広める「グローバル人財育成プログラム」を開催した（計４回）。 ・グローバルに活躍する実務家や学者による，留学体験談とその意義等を内容とする講演会を開催した（計２回）。	Ⅲ		
	・海外研修及び留学に備え，英語を中心とした当該地域言語及び文化，社会の研修を提供する。（❶）	・協定校の提供するオンライン語学研修やサマースクールへの参加を呼びかけ，計７名の学生が参加した。 ・SIPS（Staff＆student Initiative for Promoting Study abroad）学生によるTOEFL&IELTSセミナーを実施し，留学に必要な語学力や勉強法について学生同士で学びあう機会を設けた。			
	・ポストコロナの留学及び海外研修について遅滞なく実行に移せるよう海外研修の目的，実施方法，内容等を検討し，地域や言語，文化等のバランスをとりながら戦略的に国際交流協定校を開拓する（インドネシア，オランダ，ニュージーランド，台湾，フィリピンなど）。（❷）	・協定校のデラウェア大学（米国）とサザンクロス大学（オーストラリア）で休業期間を利用した短期研修を実施できるよう，新プログラム「海外フィールドワーク研修」を作成した。さらに，奨学金による渡航費負担の軽減を図るため，日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援制度（協定派遣）に申請した。 ・事業構想学群とJICA東北との連携覚書締結を受け，海外渡航プログラム実施に係る令和４年度予算を確保した。			
	・ラーニングコモンズ等を利用し，本学の学生及び留学生との語学交流や多文化間交流を行う。また，英語でコミュニケーションを取れる場を提供し，英語学修に対するモチベーションを高める。（❸）	・日本人学生及び関係教職員も交えた留学生歓迎会を実施し，大学近郊の史跡めぐりを通して交流を深めた。 ・インドネシア留学生による「多文化共生トーク」を開催し，ムスリムの習慣やハラールといった多文化理解を深める場を提供した。 ・事業構想学群学生５名による日中文化相互理解型企画が，日中交流センター中国「ふれあいの場」大学生交流事業に採択され，湖南大学の学生らとオンライン交流会を実施した。 ・SIPS学生が中心となり，「オンライン交流withハノイ工科大学」を実施し，日越双方の文化交流を行った。 ・SIPS学生によるTOEFL&IELTSセミナーを実施し，留学に必要な語学力や勉強法について学生同士で学びあう機会を設けた。（再掲）			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　33

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第３ 地域貢献等に関する目標　　2 国際交流等に関する目標

【重点目標】

県が設立した公立大学法人として，県民への貢献を果たすため，大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し，高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに，グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど，大学として地域社会への貢献を果たす。また，震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

世界に開かれた大学として，教育研究の充実強化を図るため，グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら，学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに，海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。
また，グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）　第２ 地域貢献等　２ 国際交流

❶世界を俯瞰的に捉え，多様な地域，文化，人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために，短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。❷また，高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ，地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。【３３】
［指標］海外派遣（＊）学生枠（２００人／年 令和８年度）
＊短期・長期の海外研修，留学プログラムやゼミ，研究室単位の交流等，本学が講じる取組によるもの

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・これまでの協定校派遣（長期）やリアル・アジア（オーストラリア，マレーシア）などの短期研修を継続するとともに，新たな海外派遣に関わる学修支援を検討する。（❶）	・協定校のデラウェア大学（米国）とサザンクロス大学（オーストラリア）で休業期間を利用した短期研修を実施できるよう，新プログラム「海外フィールドワーク研修」を作成した。さらに，奨学金による渡航費負担の軽減を図るため，日本学生支援機構（JASSO）の海外留学支援制度（協定派遣）に申請した（No.32再掲）。	Ⅱ		
	・海外研修プログラムの危機管理マニュアルをアップデートし，渡航安全情報とともに提供する体制を整備する。（❶）	・JCSOS（海外留学生安全対策協議会）の主催する危機管理セミナーに参加し，CIEOS 危機管理マニュアルを策定した。			
	・本学における高度外国人留学生の受入れを進めるため，日本語学校等の外国人留学生に対するリクルートメントを推進する。（❷）	・仙台にある日本語学校だけでなく，これまで本学に入学実績のあるすべての日本語学校等に対して，オンラインによる大学紹介・リクルートメント活動を行った。 ・「宮城大学における短期留学生受入要領」を策定し，令和４年度からの短期留学生受入に関する学内体制を整えた。			
	・外国人留学生の就職支援と地域のグローバル人材育成のために，外国人留学生と県内企業との交流促進を図る。（❷）	・東北イノベーション人材育成コンソーシアム（DATEntre）での活動を続け，県内企業と留学生のマッチング事業や外国人留学生のためのグループディスカッション対策講座等に本学留学生が参加した。			
	［指標］海外派遣学生枠（200人／年 令和８年度）	・海外派遣学生枠：52人（参加者数13人）			

第３　業務運営の改善及び効率化	【重点目標】 理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

全体的な状況

令和２年度に引き続き，新型コロナウイルス感染症対策のため，公立大学法人宮城大学危機管理規程第５条の規定による危機対策本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を適宜開催し，新型コロナウイルス感染症への適時的確な対応に努めた。

また，給与計算事務処理等業務，年末調整基礎データ作成業務について，令和２年度に引き続き外部委託を実施し，庶務業務の合理化を図るとともに，新たに人事・給与関係事務及び庶務関係事務のシステム構築を行い，次年度からの更なる業務効率化について準備を進めた。

業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

１　前年度の評価結果を踏まえた改善に向けた取組

＜事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置　【評定】Ｃ＞

・ 人事・給与関係事務及び庶務関係事務の効率化・合理化を図るため，令和３年度にシステムの構築を行った（令和４年度当初から運用開始）。

１　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・ なし

２　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・ 新型コロナウイルス感染症対策のため，公立大学法人宮城大学危機管理規程第５条の規定による危機対策本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を適宜開催し，さらに，ワーキンググループを適宜設置することにより，新型コロナウイルス感染症への適時的確な対応に努めた。
・ 庶務業務の合理化を図るため，給与計算事務処理等業務，年末調整基礎データ作成業務について，引き続き，外部委託を実施した。

３　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・ なし

４　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・ なし

５　その他，法人が積極的に実施した取組

・ 令和３年度に新たに３人の法人職員を課長級職員として登用した。
・ 事務職員については，事務局職員評価要綱による職員評価を実施している（下半期分）。また，教員については，新しい教員評価制度に係る評価を実施し，評価結果を勤勉手当の成績率に反映させている。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　34

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　１ 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(1) 理事長を中心とする運営体制の構築

法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう，各部門長の権限や責任を明確にしながら，理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに，法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため，役員等への外部有識者の登用や監査体制の充実に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第３ 業務運営の改善及び効率化　１ 運営の改善

❶本学の理念・目的を実現するために，理事長を中心とする法人組織，学長をはじめとする教学組織等について，それぞれの権限と責任を明確にしながら，適切な大学運営のための組織を整備し，適切な運用を図るとともに，学外有識者の積極的な登用や，監査の充実に努める。❷また，「２０４０年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ，より効率的な大学の経営の在り方について検討する。【３４】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（34～35）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・理事会，教育研究審議会等の学内運営組織を通じ，理事長兼学長を中心として迅速な意思決定と適切な業務の運営に努めるとともに，経営審議会等においては，引き続き，学外有識者の積極的な登用を図っていく。また，大学運営の効率化や適正な事務執行を担保するため，監査の充実に努める。（❶）	・理事会，経営審議会，教育研究審議会を定期的に開催し，迅速かつ的確な意思決定を行った。 ・幹部会を毎週開催し，情報や課題等の共有化と意思決定の迅速化を図った。 ・新型コロナウイルス感染症対策のため，公立大学法人宮城大学危機管理規程第５条の規定による危機対策本部として「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を適宜開催し，さらにワーキンググループを適宜設置することにより，新型コロナウイルス感染症への適時的確な対応に努めた。 ・副理事長，理事，経営審議会委員に学外有識者を任命している。 ・公認会計士及び外部有識者が監事に任命されており，専門的見地から監査が行われている。	Ⅲ						
	・国や他大学の動向等を踏まえながら，より効率的な大学の経営の在り方について検討していく。（❷）	・令和３年度において，旧地域連携センターを改組し，研究及び地域連携の分野を統合させた新たな体制として「研究推進・地域未来共創センター」を設置し，組織化にあたっては，財務課，旧地域連携センターがこれまで担ってきた類似業務を統合・集約し，事務の効率化を図るとともに，研究（シーズ）と地域連携（ニーズ）の一元管理により，効果的に相乗効果が期待できる体制とした。（No.13再掲）							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　35

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　１ 運営体制の改善に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

(2) 戦略的な予算の配分

法人の経営戦略に基づき，全学的，中長期的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第３ 業務運営の改善及び効率化　１ 運営の改善

❶年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき，予算要求と中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し，適切な予算編成を行う。【３５】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・年度計画及び予算編成の基本方針に基づき，法人の財政状況及び中期計画の進捗状況に配慮しつつ，中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し，適切な予算編成を行う。（❶）	・法人の財政状況に配慮しつつ，中期計画の進捗を図るため，役員による各部門責任者へのヒアリング等を通じて既存事業の見直しや新規事業の検証を行い，適切な予算編成を行った。	Ⅲ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　36

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　2 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため，教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また，事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第３ 業務運営の改善及び効率化　２ 人事の適正化

❶優れた人材を確保するため，事務職員の採用は公募による選考を原則とし，その配置に当たっては，人事異動方針等に基づき，持ち味や意欲，キャリアプランを考慮した人事配置を行う。❷また，法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに，❸適正な業績評価や他団体との人事交流等を通じて職員の資質向上と組織の活性化を図る。【３６】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見	評定実績（36～37） R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・事務職員の採用にあたっては，原則として，公募による選考とする。また，配置においては，組織運営の効率性のほか，職員の能力・適性等も加味し，本人のキャリアプランを十分考慮した人事異動を行うよう努める。（❶）	・公募による採用試験を実施し，事務職員を１名採用することとした（令和４年４月１日着任）。また，有期雇用職員についても，必要に応じて公募による採用を行い，事務の効率化を図った。 ・人事配置については，本人の将来的なキャリアプランを考慮するとともに，毎年度，定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき，本人の希望や，職員の能力・適性等を勘案した異動を実施した。	Ⅲ								
	・法人採用職員の幹部職員への登用を積極的に進める。（❷）	・令和３年度に新たに３人の法人職員を課長級職員として登用した。									
	・職員の資質向上と組織の活性化を図るため，引き続き，適正な業績評価を実施するとともに，他団体との人事交流等を促進する。（❸）	・事務職員については，事務局職員評価要綱による職員評価を実施している（下半期分）。また，教員については，新しい教員評価制度に係る評価を実施し，評価結果を勤勉手当の成績率に反映させている。 ・他公立大学や国（文部科学省）の動向に，直接接することにより，見聞を広め，資質を向上させる見地から，令和２年度に引き続き，事務職員１名の公立大学協会への派遣を継続した。									

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　37

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　２ 人事の適正化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

優れた人材の確保や組織の活性化を図るため，教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また，事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第３ 業務運営の改善及び効率化　２ 人事の適正化

❶教育研究支援体制の充実に向けて，大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに，教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため，組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。【３７】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・組織的なスタッフ・ディベロップメント（SD）や研修等を実施し，有為な専門性の高い事務職員を育成するとともに，教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。（❶）	・各種のFD・SDを実施したほか，今後，IT技術を生かした教育方法や遠隔授業の効果的な導入・整備が必要であることを踏まえ，本学での今後の遠隔授業のあり方や，遠隔授業による教育の質の保証について検討する機会とすることを目的に，「遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～」をテーマとして全学FDを実施した（令和３年８月４日）。 ・職員の専門性の向上を図るため，公立大学協会が主催する研修や県の階層別研修に参加させるとともに，令和２年度に引き続き，事務職員１名の公立大学協会への派遣を継続した。（No.36再掲）	Ⅲ		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　38

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第４ 業務運営の改善及び効率化に関する目標　　3 事務等の効率化・合理化に関する目標

【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら，時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう，必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに，引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

事務組織については，事務処理の効率化に努め，必要に応じ見直しを行うとともに，共同参画や働き方改革を推進する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第２６条）第３ 業務運営の改善及び効率化　３ 事務等の効率化・合理化

❶教職員による業務改善を奨励するとともに，❷ペーパーレス化やアウトソーシング，情報システムの導入等の取組を積極的に推進し，事務等の効率化・合理化を図る。❸また，共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ，多様で柔軟な働き方を推進する。【３８】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（38）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・教員と事務職員の協働による業務改善を積極的に奨励し，ペーパーレス化やアウトソーシング，情報システムの導入等の取組を推進する。（❶❷）	・人事・給与関係事務及び庶務関係事務の効率化・合理化を図るため，令和３年度にシステムの構築を行った（令和４年度当初から運用開始）。 ・庶務業務の合理化を図るため，給与計算事務処理等業務，年末調整基礎データ作成業務について，引き続き，外部委託を実施した。	Ⅲ						
	・事務組織の点検を意識的に行い，共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえた，多様で柔軟な働き方について検討する。（❸）	・女性活躍推進法の一部改正に伴う一般事業主行動計画の改訂を行った。 ・厚生労働省が定める指針に基づき，妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに係る指針を作成し，教職員への周知を図った。							

第４　財務内容の改善	【重点目標】 経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

全体的な状況

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ，屋外施設を中心に施設貸付を行い，自己収入の確保に努めたほか，人事給与システムの構築と財務システムの更新を行い，業務効率の向上及び適切なデータ管理を行った。さらに年末調整作業や，大規模修繕に係る設計及び工事の発注等の業務支援を外部委託したことで，業務の合理化を図った。

財務内容の改善に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・ なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・ 年末調整の作業について令和３年度はほぼ全てを外部委託したほか，大規模修繕に係る設計及び工事の発注等の業務支援を外部に委託することで業務の合理化が図られた。
・ 委託業者による定例的な保守点検を実施し施設維持に努めた。また，施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて修繕を実施したほか，キャンパス整備委員会から教職員に照会を行い，要修繕箇所の把握に努めた。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・ なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・ なし

5　その他，法人が積極的に実施した取組
・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ，屋外施設を中心に，28件1,037千円の施設貸付を行った。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　39

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第５ 財務内容の改善に関する目標　　１ 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため，外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに，収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。
また，授業料をはじめとする学生納付金については，法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに，授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第４ 財務内容の改善　１ 自己収入の確保

❶授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況，社会情勢等を勘案し，適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。【３９】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（39～40）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
R3年度	・授業料その他の各種学生納付金について，他大学の金額設定の情報収集を行い，法人の収支状況及び社会情勢等を勘案し，必要に応じて額の改定について検討する。（❶）	・公立大学協会の調査データベース等を活用して，授業料について他大学の金額設定の情報収集を行った。	Ⅲ							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　40

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第５ 財務内容の改善に関する目標　　１ 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため，外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに，収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。
また，授業料をはじめとする学生納付金については，法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに，授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第４ 財務内容の改善　１ 自己収入の確保

❶学内の資源を有効に活用するとともに，❷寄附金による自己収入の増加に努める。【４０】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・学内施設の外部への貸付を適切に行う。（❶）	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ，屋外施設を中心に，28件1,037千円の施設貸付を行った。	Ⅲ		
	・令和元年度に創設した「ネクストリーダーズ基金」について，取引業者や同窓会といった関係先への募集活動を積極的に実施する。（❷）	・ネクストリーダーズ基金については新型コロナウイルス感染症の影響もあり，関係先への積極的な募集活動を実施することはできなかったが，９件3,373千円の寄附の申込みがあった。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　41

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第５ 財務内容の改善に関する目標　　2 経費の抑制に関する目標

【重点目標】

経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直し，効果的な組織運営や適正な人員配置などにより，経費の縮減に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第４ 財務内容の改善　２ 経費の抑制

❶情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに，❷業務の外部委託等による合理化を進め，経費抑制を図る。【４１】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定 / 意見 評定実績（41） R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7
R3年度	・業務効率の向上と適切なデータ管理のため，人事給与システムの構築と財務システムの更新を行う。（❶）	・業務効率の向上及び適切なデータ管理を行うため，人事給与システムの構築と財務システムの更新を行った。	Ⅲ	
	・業務の外部委託等を推進するとともに，契約内容について随時の見直しを行い，コスト削減や業務の簡素化，合理化を図る。（❷）	・年末調整の作業について令和３年度はほぼ全てを外部委託したほか，大規模修繕に係る設計及び工事の発注等の業務支援を外部に委託することで業務の合理化が図られた。		

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　42

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第５ 財務内容の改善に関する目標　　3 資産の運用及び管理の改善に関する目標

【重点目標】

経費の縮減，人件費の抑制，外部資金の積極的な獲得などにより，財務内容の改善を図る。

資産の適切な運用及び管理を行う体制により，長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第４ 財務内容の改善　３ 資産の運用管理の改善

❶定期的な資産の点検を行い，適切に維持管理し，有効活用を図るとともに，❷余裕資金の管理運用にあたっては，安全性・流動性に配慮する。【４２】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
R3年度	・委託業者と連携した計画的な施設の保守管理を行い，不具合が発生した場合には，できるだけ速やかに修繕等を行う。（❶）	・委託業者による定例的な保守点検を実施し施設維持に努めた。また，施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて修繕を実施したほか，キャンパス整備委員会から教職員に照会を行い，要修繕箇所の把握に努めた。	Ⅲ		
	・資金繰り等を勘案し，余裕資金が生じた場合は，定期預金など安全で確実な金融商品により運用する。（❷）	・資金繰り等を勘案し，流動性確保及びリスクマネジメントの観点から，引き続き安全な決済用普通預金により資金管理を行った。			

評価委員会による評価 評定実績（42）					
R3	R4	R5	R6	暫定	R7

第５　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

全体的な状況

令和２年度が第２期中期計画期間の最終年度であったことから，第２期中期計画期間６年間の実績を総括し，グローカル人材の育成やアントレプレナー教育の充実など，第３期中期目標期間における課題を明確にした。さらに，令和４年４月の新カリキュラムスタートに向けて基盤教育科目の科目運用方針や学群カリキュラムの編成方針に基づく授業内容の精緻化を進めるなどの改善に取り組んだ。

内部質保証システムについては，既存のチェックシートの項目見直しや研究科サイクルの追加等の改善を行い，より実態に即したPDCAサイクルの実施及び確認を進めた。

全学広報を進める上で，大学案内やウェブサイトなど統一感のある広報を継続展開することにより，一連のデザインワークが評価され，「2021年度グッドデザイン賞」を受賞した。

教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

・ なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

・ 年度単位でのPDCAサイクル（教員活動改善，授業改善，教育・教育環境改善，FD，SD，施設整備）については，すべての担当部門において，所定の時期に必要な自己点検・評価を実施するとともに，令和４年４月の新カリキュラムスタートに向けて基盤教育科目の科目運用方針や学群カリキュラムの編成方針に基づく授業内容の精緻化を進めるなど令和４年度に向けた改善に取り組んだ。

・ 中期計画サイクルについては，第２期中期目標期間が終了したことから，第２期６年間の実績を自己点検・評価し県評価委員会など第三者評価の結果に基づき総括するとともに，グローカル人材の育成やアントレプレナー教育の充実など第３期中期目標期間における課題を明確にした。

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項

・ なし

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

・ なし

5　その他，法人が積極的に実施した取組

・ PDCAサイクルに基づき，外部評価と自己点検・評価の結果を法人の業務運営や令和４年度計画に反映するとともに，県との調整による実績報告書様式の改正など業務の改善を実施した。

・ 内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルについては，内部質保証実施委員会（７月，11月，３月の年３回開催）を中心に，内部質保証システムチェックシートに基づき，その進捗を確認するとともに，業務実態に合わせたチェック項目の修正や研究科サイクルの追加など必要な改善を実施した。

・ 大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続した。また，これら一連のデザインワークが評価され，「宮城大学広報ツールのトータルデザイン」として，2021年度グッドデザイン賞を受賞した。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　43

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第６　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　１　自己点検・評価の充実に関する目標

内部質保証システムに基づき，自己点検・評価を行うとともに，認証評価機関による第三者評価を受け，その結果を改善に反映し，大学の質の向上に努める。また，それらについて県民に分かりやすく公表する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第２６条）第５ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 １ 自己点検・評価の充実

❶外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し，その結果を学内外に公表することにより，自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。【４３】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	評価委員会による評価 意見
				評定実績（43～44）	
				R3 / R4 / R5 / R6 / 暫定 / R7	
R3年度	・評価委員会及び内部質保証実施委員会を中心に，第２期，第３期中期計画進捗管理シートを用いて，令和２年度実績評価，第２期中期目標期間評価，令和３年度実績評価（見込み），令和４年度計画の策定をそれぞれ適切な時期に実施するとともに，ウェブサイトにより第三者（県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会）による評価の結果や，法人による自己点検・評価の結果を公表する。（❶）	・令和２年度実績評価及び第２期中期目標期間評価を実施し，令和３年６月に県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「県評価委員会」という。）に対し実績報告書を提出するとともに，ウェブサイトに公表した。 ・令和３年度実績評価（見込み）の自己点検・評価を実施し，その結果を反映した令和４年度計画を令和４年３月に県に提出するとともに，ウェブサイトに公表した。	Ⅲ		
	・第三者（県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会）による外部評価の意見や，法人の自己点検・評価による改善策については，内部質保証実施委員会や学内の評価委員会，経営審議会，教育研究審議会及び理事会等において共有するとともに，PDCAサイクルに基づく分析，検討を行い，業務実施や次期年度計画に適切に反映させるなど，法人の業務運営の更なる改善に生かす。（❶）	・県評価委員会による令和３年９月１日付け業務の実績に関する評価結果については，理事会を始めとした学内組織へ共有するとともに，ウェブサイトに公表した。 ・PDCAサイクルに基づき，外部評価と自己点検・評価の結果を法人の業務運営や令和４年度計画に反映するとともに，県との調整による実績報告書様式の改正など業務の改善を実施した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　44

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第６　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　１　自己点検・評価の充実に関する目標

内部質保証システムに基づき，自己点検・評価を行うとともに，認証評価機関による第三者評価を受け，その結果を改善に反映し，大学の質の向上に努める。また，それらについて県民に分かりやすく公表する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第２６条）第５ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 １ 自己点検・評価の充実

❶内部質保証システムに基づく各ＰＤＣＡサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて，教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み，システムの定着化を図る。【４４】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R3年度	・年度単位でのPDCAサイクル（教員活動改善，授業改善，教育・教育環境改善，ファカルティ・ディベロップメント，スタッフ・ディベロップメント，施設整備等）については，委員会や全学センター，教育推進センター等の各学内組織による点検，評価を実施し，必要と認められる場合には次年度に向けた改善計画を策定する。（❶）	・年度単位でのPDCAサイクル（教員活動改善，授業改善，教育・教育環境改善，FD，SD，施設整備）については，すべての担当部門において，所定の時期に必要な自己点検・評価を実施するとともに，令和４年４月の新カリキュラムスタートに向けて基盤教育科目の科目運用方針や学群カリキュラムの編成方針に基づく授業内容の精緻化を進めるなど令和４年度に向けた改善に取り組んだ。	Ⅲ		
	・中期計画サイクルについては，PDCAサイクルの移行期にあたることから，前サイクルに関する実績評価を実施し，改善すべき課題を明らかにする。（❶）	・中期計画サイクルについては，第２期中期目標期間が終了したことから，第２期６年間の実績を自己点検・評価し，県評価委員会など第三者評価の結果に基づき総括するとともに，グローカル人材の育成やアントレプレナー教育の充実など第３期中期目標期間における課題を明確にした。			
	・アドミッション，カリキュラム，ディプロマの各PDCAサイクルに関しては，担当組織を中心に自己点検・評価結果等に基づく各ポリシー等の改正作業を行い，令和４年度の教育課程の改編に向けた改善の具体化を図る。（❶）	・アドミッション，カリキュラム，ディプロマの各PDCAサイクルについては，各担当部門を中心に自己点検・評価を実施するとともに，令和４年度から開始する新カリキュラムの改編作業に合わせて，全学学士課程ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーの制定，各学群３ポリシーの一部改正を行い，令和３年４月１日付けで施行した。			
	・内部質保証実施委員会を中心に現行の内部質保証システムの適切性について点検を行い，必要と認められる場合には改善措置を講ずる。（❶）	・内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルについては，内部質保証実施委員会（７月，11月，３月の年３回開催）を中心に，内部質保証システムチェックシートに基づき，その進捗を確認するとともに，業務実態に合わせたチェック項目の修正や研究科サイクルの追加など必要な改善を実施した。			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　45

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第６　教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標　　2 情報発信の推進等に関する目標

法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については，積極的に情報を発信し，県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに，大学の認知度を高める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第２６条）第５ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 2 情報公開の推進等

❶広報基本方針等に基づき，教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し，❷様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。【４５】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見
				評定実績（45） R3	R4 R5 R6 暫定 R7
R3年度	・第２期中期目標期間中に構築した全学的な広報推進体制を維持するとともに，宮城大学広報基本方針に基づく具体的な取組を着実に進捗させ，戦略的な広報施策を推進する。（❶）	・全学的な広報推進体制を維持するとともに，オンラインオープンキャンパスや生物生産学類の設置，震災10年事業の成果発信など時宜にかなった広報施策を展開した。	Ⅲ		
	・主要事業である大学案内やウェブサイト，印刷物については，引き続き広報グラフィック基本コンセプトのもと，統一感のある広報を展開する。（❶）	・大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて統一感のある広報を継続した。また，これら一連のデザインワークが評価され，「宮城大学広報ツールのトータルデザイン」として，2021年度グッドデザイン賞を受賞した。			
	・広報推進体制を活用した情報収集とコンテンツ発信の強化を図るとともに，プレスリリースの積極的な活用や県内テレビ局，新聞社との連携強化により，本学の認知度向上を図る。（❶❷）	・学内の情報収集と写真素材の充実を図ることにより，メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にするとともに，研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。 ①新着情報件数 H29:91件→R1:250件→R2:350件→R3:364件 ②プレスリリース件数 H29:6件→R1:16件→R2:6件→R3:18件 ③メディア掲載・出演情報件数 H29:172件→R1:312件→R2:364件→R3:352件			
	・広報アンケート等による質的評価及びウェブアクセス解析等の量的評価により，広報施策におけるPDCAサイクルを確立し，効果的，効率的な広報施策を展開する。（❶）	・関係各所へのヒアリング調査とウェブアクセス解析によるPDCAサイクルを実施したものの，効果的かつ継続可能な広報アンケートの構築とこれによるPDCAサイクルの確立が今後の課題である。			

第６　その他業務運営

全体的な状況

施設の適切かつ効率的な維持管理のため，令和３年度に予定していた大規模修繕工事（12件）を着実に実施し，加えて令和４年度の大規模修繕工事を円滑に実施するため，令和３年度中に設計業務を３件実施した。
情報セキュリティ対策の強化の一環として，情報セキュリティポリシーに関する講習会の動画配信及び情報セキュリティポリシーの理解度に関する調査を実施した。
人権侵害の未然防止として，各学群，基盤教育群，各研究科に相談員を配置し，相談体制の整備を行った。

その他業務運営に関する特記事項

1　特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
・ なし

2　特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
・ 事業場衛生委員会を毎月開催し，時間外勤務の状況，健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有するとともに，所管の課題等について審議を行った。
・ 消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し，指摘された不具合事項のすべてについて修繕を行い，安全を確保した。
・ 各学群及び基盤教育群並びに各研究科に相談員を配置し，相談体制の整備を図った。（相談員を経由しての申立て案件２件）

3　過年度との数値による実績対比が可能な事項
・ ［指標］個人情報漏洩事故件数（０件／年）　附属資料36ページ参照

4　遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
・ なし

5　その他，法人が積極的に実施した取組
・ 固定資産については規程に基づき，決算時に減損兆候の把握のため現物確認を実施した。備品及び貴重物品については取得時の登録を徹底し，教員の異動時に発生する移管，抹消手続等についても漏れなく対応を実施した。なお，令和元年度に導入した薬品管理システムにおいては，食産業学群を中心に約２千件の薬品を登録し，令和３年度にシステム内のデータベース更新を実施する等，薬品管理専門委員会により管理・運用を図っている。
・ 情報セキュリティポリシーに関する講習会を動画配信により実施した。また，情報セキュリティポリシーの理解度に関する調査も行った。
・ 人権侵害防止・対策本部会議を定期開催し，「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の配布等により，ハラスメントに関する意識啓発と予防に取り組んだ。

【評価委員会による意見記載欄】

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　46

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第７　その他業務運営に関する重要目標　　1　施設設備の整備・活用等に関する目標

『宮城県公共施設等総合管理方針』等に基づき，中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに，施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第６ その他業務運営　１ 施設設備の整備・活用等

❶老朽化した施設及び付帯設備について，計画的な大規模修繕を行い，長寿命化を図る。【４６】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価						
				評定	意見					
				評定実績（46）						
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7	
R3年度	・第３期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス９件，太白キャンパス２件，教員宿舎１件）を実施する。（❶）	・令和３年度に予定していた大規模修繕工事（12件）を着実に実施した。加えて，令和４年度の大規模修繕工事を円滑に実施するため，令和３年度中に設計業務（３件）を実施した。	Ⅲ							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　47

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第７　その他業務運営に関する重要目標　　2　安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め，感染症対策の強化など，より安全なキャンパス環境を創出する。また，情報セキュリティ対策を強化し，情報管理を徹底する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第６ その他業務運営　２ 安全管理等

❶事業場衛生委員会を定期的に開催し，教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに，職場における教職員の安全と健康の確保，快適な職場環境の形成促進等に努める。【４７】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価					
				評定	意見				
				評定実績（47～48）					
				R3	R4	R5	R6	暫定	R7
R3年度	・事業場衛生委員会を定期的に開催し，教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に努める。（❶）	・事業場衛生委員会を毎月開催し，時間外勤務の状況，健康診断やストレスチェックの実施などについて情報共有するとともに，所管の課題等についての審議を行った。	Ⅲ						
	・常に，職場における教職員の安全に配意し，健康の確保，快適な職場環境の形成促進等に努める。（❶）	・健康診断，ストレスチェック（年２回）のほか，産業医による面談・職場巡視等を適切に行った。また，職場における教職員の安全，健康，環境の確保等について，随時，注意喚起等を実施した。							

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　48

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第７　その他業務運営に関する重要目標　　2　安全管理等に関する目標

安全衛生管理体制の整備に努め，感染症対策の強化など，より安全なキャンパス環境を創出する。また，情報セキュリティ対策を強化し，情報管理を徹底する。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第６ その他業務運営　２ 安全管理等

❶安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために，施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに，❷災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実を図る。❸また，情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。
［指標］個人情報漏洩事故件数（０件／年）【４８】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価	
				評定	意見
R３年度	・施設や消防設備について，委託業者と連携した定期的な保守管理を行うとともに，不具合発生時には速やかに修繕を行うなど，安全を確保する。（❶）	・消防設備保守管理委託業者による保守点検を実施し，指摘された不具合事項についてすべて修繕を行い，安全を確保した。	Ⅲ		
	・固定資産については決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を行う。また，備品及び貴重物品については取得時に台帳登録を行い，教員の異動時等に適切に移管，抹消等の手続を実施する。なお，薬品については，令和元年度に整備した薬品管理システムにより，適切に管理，運用する。（❶）	・固定資産については規程に基づき，決算時に減損兆候の把握のため現物確認を実施した。備品及び貴重物品については取得時の登録を徹底し，教員の異動時に発生する移管，抹消手続等についても漏れなく対応を実施した。なお，令和元年度に導入した薬品管理システムにおいては，食産業学群を中心におよそ２千件の薬品を登録し，令和３年度にシステム内のデータベース更新を実施する等，薬品管理専門委員会により管理・運用を図っている。			
	・定期的な防災訓練により教職員及び学生への防災教育を推進するとともに，災害発生時に備えた資機材等の備蓄を確保する。（❷）	・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し，密を避けるため，６月に全教職員・学生対象の防災訓練を図上訓練方式により実施した。また，資材等の備蓄については非常食の賞味期限などを踏まえた管理を実施した。			
	・情報セキュリティ教育として，情報セキュリティポリシーに関する講習会を開く。（❸）	・情報セキュリティポリシーに関する講習会を動画配信により実施した。また，情報セキュリティポリシーの理解度に関する調査を行った。			
	［指標］個人情報漏洩事故件数（０件／年）	・個人情報漏洩事故件数　０件			

第３期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号　49

■中期目標（宮城県が定め，本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第２５条，第７８条）

第７　その他業務運営に関する重要目標　　3 人権の尊重に関する目標

人権侵害を防止するため，全学一体となった体制整備と人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。

※英数字は半角で，「読点」は「，」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第６ その他業務運営　３ 人権の尊重

❶人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的に開催し，人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。❷また，相談体制を整備し，人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。【４９】

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績	自己評定	評価委員会による評価 評定	意見
R3年度	・宮城大学人権侵害防止及び対策本部を毎年度定期的に開催し，人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど，人権侵害の未然防止に努める。（❶）	・人権侵害防止・対策本部会議を定期開催し，「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の配布等により，ハラスメントに関する意識啓発と予防に取り組んだ。 ・厚生労働省が定める指針に基づき，妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントに係る指針を作成し，教職員への周知を図った。（No.38再掲）	Ⅲ	評定実績（49）	
	・人権侵害の未然防止や初期対応において，適切に対処できるよう，相談体制の充実を図る。（❷）	・各学群及び基盤教育群並びに各研究科に相談員を配置し，相談体制の整備を図った。（相談員を経由しての申立て案件２件）			

R3	R4	R5	R6	暫定	R7

第７　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第７予算，収支計画及び資金計画

１　予算（令和３年度～令和８年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
収入	
運営費交付金	１５，４３１
授業料等収入	７，０３８
受託研究費等収入及び寄附金	６３９
補助金	－
その他収入	２９４
目的積立金等取崩	７４
計	２３，４７６
支出	
教育研究費	１４，４１０
（うち人件費）	（１０，３９９）
一般管理費	７，５６６
（うち人件費）	（３，６０９）
施設整備費	１，５００
補助金	－
計	２３，４７６

《参考》

【人件費の見積もり】

第３期中期目標期間中，総額１４，００８百万円を支出する。

※１人件費については，教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※２退職手当については，公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが，措置される額は，各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※１運営費交付金算定の収入及び経費の内容は，次のとおり。

項　目	内　容
人　件　費	職員給与，非常勤職員報酬　等
事　業　費	入学試験費，教育実験実習費，研究費，各センター運営費　等
管理運営費	庁舎管理経費，光熱水費，事務局経費　等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費，各審議会の事務費，財務会計システム運営費等の管理運営費
修　繕　費	建物設備維持管理経費，実験実習機器保守点検　等
自己収入	授業料等の学生納付金，受託研究費等の外部資金　等

※２大規模修繕費，高額設備（備品）費については，所要額を個別に算定し，宮城県の財政状況を勘案した上で，別途措置される。

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績
R3年度	１　当初予算（令和３年度）　（単位：百万円） 区　分 ／ 金　額 収入 運営費交付金　２，７４２ 授業料等収入　９９８ 受託研究費等収入及び寄附金　９９ 補助金　１０１ その他収入　５２ 目的積立金等取崩　２６ 計　４，０１８ 支出 教育研究費　２，４５６ （うち人件費）　（１，７７９） 一般管理費　１，２２４ （うち人件費）　（６１４） 施設整備費　３３３ 補助金　５ 計　４，０１８	１　予算執行実績（令和３年度）　（単位：百万円） 区　分 ／ 金　額 収入 運営費交付金　２，６７７ 授業料等収入　１，０６１ 受託研究費等収入及び寄附金　１１５ 補助金　１３１ その他収入　５６ 目的積立金等取崩　１５ 計　４，０５５ 支出 教育研究費　２，２９８ （うち人件費）　（１，６４５） 一般管理費　１，２３４ （うち人件費）　（５９１） 施設整備費　２２４ 補助金　１８ 計　３，７７３ ※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第７　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第７予算，収支計画及び資金計画

２ 収支計画（令和３年度～令和８年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	２４，０１１
経常費用	２４，０１１
業務費	２３，０６２
教育研究経費	３，１０１
受託研究等経費	４９６
人件費	１４，００８
一般管理費	５，４５７
財務費用	－
雑損	－
減価償却費	９４９
臨時損失	－
収入の部	２４，０１１
経常収益	２４，０１１
運営費交付金収益	１５，４３１
授業料等収益	７，０３８
受託研究等収益（寄附金を含む。）	７１３
財務収益	－
雑益	２９４
資産見返負債戻入	５３５
資産見返運営費交付金等戻入	４９１
資産見返物品受贈額戻入	４４
補助金収益	－
臨時利益	－
純利益	－
総利益	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

R3年度

計画

２ 収支計画（令和３年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	４，０８４
経常費用	４，０２８
業務費	３，８７１
教育研究経費	５１２
受託研究等経費	７１
人件費	２，３９３
一般管理費	８９５
財務費用	２
雑損	－
減価償却費	１５５
臨時損失	５６
収入の部	４，０８４
経常収益	４，０２８
運営費交付金収益	２，６８６
授業料等収益	９９８
受託研究等収益（寄附金を含む。）	１２５
財務収益	－
雑益	５２
資産見返負債戻入	６６
資産見返運営費交付金等戻入	４１
資産見返物品受贈額戻入	２５
補助金収益	１０１
臨時利益	５６
純利益	－
総利益	－

実績

２ 収支実績（令和３年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
費用の部	３，７７４
経常費用	３，７１３
業務費	３，５２３
教育研究経費	８６１
受託研究等経費	５９
人件費	２，２７９
一般管理費	３２４
財務費用	１
雑損	０
減価償却費	１８８
臨時損失	６２
収入の部	３，８７６
経常収益	３，８１４
運営費交付金収益	２，２８８
授業料等収益	１，１２３
受託研究等収益（寄附金を含む。）	１２０
財務収益	０
雑益	５６
資産見返負債戻入	９６
資産見返運営費交付金等戻入	７１
資産見返物品受贈額戻入	２５
補助金収益	１３１
臨時利益	６２
純利益	１０１
総利益	１０１

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第７　予算（人件費の見積もりを含む。），収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第７予算，収支計画及び資金計画

３　資金計画（令和３年度～令和８年度）　（単位：百万円）

区　分	金　額
資金支出	２３，４７６
業務活動による支出	２１，１４２
投資活動による支出	１，７４５
財務活動による支出	５８９
次期中期目標期間への繰越金	－
資金収入	２３，４７６
業務活動による収入	２３，４７６
運営費交付金収入	１５，４３１
授業料等収入	７，０３８
受託研究等収入	７１３
その他収入	２９４
投資活動による収入	－
財務活動による収入	－
前期（中期目標期間からの）繰越金	－

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績
R3年度	３　資金計画（令和３年度）　（単位：百万円） 区　分 ／ 金　額 資金支出 ４，０１８ 業務活動による支出 ３，５９８ 投資活動による支出 ３２９ 財務活動による支出 ９１ 次期中期目標期間への繰越金 － 資金収入 ４，０１８ 業務活動による収入 ４，０１８ 運営費交付金収入 ２，７４２ 授業料等収入 ９９８ 受託研究等収入 ２２６ その他収入 ５２ 投資活動による収入 － 財務活動による収入 － 前期（中期目標期間からの）繰越金 －	３　資金収支実績（令和３年度）　（単位：百万円） 区　分 ／ 金　額 資金支出 ５，２４９ 業務活動による支出 ３，６４７ 投資活動による支出 ２９４ 財務活動による支出 ８１ 次期中期目標期間への繰越金 － 翌年度への繰越金 １，２２８ 資金収入 ５，２４９ 業務活動による収入 ４，１５５ 運営費交付金収入 ２，６７７ 授業料等収入 １，０６１ 受託研究等収入 ３４８ その他収入 ６９ 投資活動による収入 ０ 財務活動による収入 － 前期（中期目標期間からの）繰越金 １，０９４ ※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第８　短期借入金の限度額
第９　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第１０　剰余金の使途
第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第２６条）　第８短期借入金の限度額
第９重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第１０剰余金の使途
第１１県の規則で定める業務運営に関する事項
（県規則第七条第一号から第三号関係）

第８　短期借入金の限度額
１　短期借入金の限度額
５億円
２　想定される理由
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により，緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画
なし。

第１０　剰余金の使途
決算において剰余金が発生した場合は，協議の上，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）
１　積立金の処分に関する計画（法第４０条第４項の承認を受けた金額の使途）
前中期目標期間繰越積立金については，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。
２　人事に関する計画
教員については，大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を，人件費も念頭に置きながら，年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。
事務職員については,法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに，本学を円滑に運営するため，専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。
３　施設設備に関する計画
中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については，宮城県の財政状況に応じて協議の上，決定する。

■年度計画（中期計画に基づき「その事業年度の業務運営に関する計画」：地方独立行政法人法第２７条）

年度	計画	実績
R3年度	**第８　短期借入金の限度額** １　短期借入金の限度額 ５億円 ２　想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により，緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。	**第８　短期借入金の限度額** １　短期借入金の限度額 ・　短期借入は行わなかった。 ２　想定される理由 －
	第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画 なし。	**第９　重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画** なし。
	第１０　剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は，協議の上，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。	**第１０　剰余金の使途** 決算において剰余金が発生した場合は，協議の上，教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。
	第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項 （県規則第７条第１号から第３号関係） １　積立金の処分に関する計画 （法第４０条第４項の承認を受けた金額の使途） なし。 ２　人事に関する計画（再掲） ・各学群・研究科において策定する教員組織の編成方針等を踏まえ，教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。 ・教員の採用にあたっては，人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にし，原則として公募によって採用を行う。 ・教育研究の活性化に資するため，学系組織の活動状況を点検し，実質化に向けての検討を行う。 ・平成３１年４月から施行している新たな教員評価制度の定着を図るとともに，教員評価制度検討委員会による点検を通じて，必要に応じて，随時改善を行う。 ・教員の年俸制の導入について，他大学等の情報を収集するなど，引き続き検討していく。 ・本学が目指す教育を提供するための望ましい教員像及び教員組織の編成方針について，既存の関連規程等の点検を行うとともに，明文化の方法，内容について検討を進める。 ・全学及び組織ごとの階層化したレベルで教員育成及び自己研鑽のためのファカルティ・ディベロップメント，スタッフ・ディベロップメントプログラムを企画し，その実施を行う。また，実施にあたっては，オンライン上での実施等，教員が参加しやすい効果的な方法での実施を進める。 ・事務職員の採用にあたっては，原則として，公募による選考とする。また，配置においては，組織運営の効率性のほか，職員の能力・適性等も加味し，本人のキャリアプランを十分考慮した人事異動を行うよう努める。	**第１１　県の規則で定める業務運営に関する事項** （県規則第７条第１号から第３号関係） １　積立金の処分に関する計画 （法第４０条第４項の承認を受けた金額の使途） 令和3年度は積立金の取崩は行っていないが，建設仮勘定に目的積立金財源を充当している。 ２　人事に関する計画（再掲） ・各学群・研究科の将来構想を踏まえ，第一義的に専任教員を配置し，その上で，科目担当教員の充足が困難で教育の質保証の観点から必要と認められる場合には，特任教員や非常勤講師を配置するなど，科目担当教員の配置に関する指針を定め，適正な配置を行った。 ・人事計画書の中で将来構想との整合性や求める教員像を明確にした上で，各学群等における第一次審査の後，教員人事委員会において，採用予定者を決定し，理事会の審議を経て，正式決定をしている。 ・採用は，全て公募によって行い，選考結果をウェブサイトで公表した。（選考13件（うち，採用13件，不採用０件）） ・平成29年４月から導入した学系制については，学系が細分化され過ぎており，具体的な運用に至っていなかったことから，平成30年度に再構築について検討，見直しを行い，平成31年度（令和元年度）から再構築した学系で運用がなされているところであり，令和２年度に引き続き現行体制の維持・定着を図った。 ・令和２年度から新しい教員評価制度に係る評価を実施し，評価結果を勤勉手当の成績率に反映させている。 ・教員評価制度は，教員評価制度検討委員会において，随時，制度の点検・見直しを図っており，令和３年度は，基礎評価の項目の点検，評点の見直し等について，合計７回にわたり教員評価制度検討委員会において議論がなされ，改善を図った。 ・他大学の給与制度について，随時，情報収集を行ったが，本格的な検討には至っていない。引き続き，他大学等の動向等も見ながら，慎重に検討を進めることとしたい。 ・本学が目指す教育を提供するため，望ましい教員像，教員組織を編成できるよう，既存の関連規程等の確認を行い，方針内容の検討を進めた。 ・マクロレベル１件，ミドルレベル10件，ミクロレベル６件のFD・SDをオンラインを活用して行った。 ・全学FD「遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～」をオンラインで実施し，参加教職員178名（88.7%）であった。講演に加えて，教員間のディスカッションを行い，令和元年度・２年度におけるコロナ禍でのオンライン授業について，各学群の工夫を共有した。 ・公募による採用試験を実施し，事務職員を１名採用することとした（令和４年４月１日着任）。また，有期雇用職員についても，必要に応じて公募による採用を行い，事務の効率化を図った。 ・人事配置については，本人の将来的なキャリアプランを考慮するとともに，毎年度，定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき，本人の希望や，職員の能力・適性等を勘案した異動を実施した。

R3年度	・法人採用職員の幹部職員への登用を積極的に進める。 ・職員の資質向上と組織の活性化を図るため，引き続き，適正な業績評価を実施するとともに，他団体との人事交流等を促進する。 ・組織的なスタッフ・ディベロップメントや研修等を実施し，有為な専門性の高い事務職員を育成するとともに，教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営の推進を図る。 3　施設設備に関する計画（再掲） ・第３期中期計画における施設・設備の修繕計画に位置付けた大規模修繕工事（大和キャンパス９件，太白キャンパス２件）を実施する。 ・各学群等で教育研究環境充実に取り組むため必要となる大型実験機器等の整備，更新について，適切に予算化し，計画的に進める。	・令和３年度に新たに３人の法人職員を課長級職員として登用した。 ・事務職員については，事務局職員評価要綱による職員評価を実施している（下半期分）。また，教員については，新しい教員評価制度に係る評価を実施し，評価結果を勤勉手当の成績率に反映させている。 ・他公立大学や国（文部科学省）の動向に，直接接することにより，見聞を広め，資質を向上させる見地から，令和２年度に引き続き，事務職員１名の公立大学協会への派遣を継続した。 ・各種のFD・SDを実施したほか，今後，IT技術を生かした教育方法や遠隔授業の効果的な導入・整備が必要であることを踏まえ，本学での今後の遠隔授業のあり方や，遠隔授業による教育の質の保証について検討する機会とすることを目的に，「遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～」をテーマとして全学FDを実施した（令和３年８月４日）。 ・職員の専門性の向上を図るため，公立大学協会が主催する研修や県の階層別研修に参加させるとともに，令和２年度に引き続き，事務職員１名の公立大学協会への派遣を継続した。 3　施設設備に関する計画（再掲） ・令和３年度に予定していた大規模修繕工事（11件）を着実に実施した。加えて，令和４年度の大規模修繕工事を円滑に実施するため，令和３年度中に設計業務（３件）を実施した。 ・「大和キャンパス等再編整備基本計画」に基づくデータ＆メディアコモンズ整備について引き続き検討を行い，令和４年度内の整備に向け予算を確保した。 ・教育研究環境の充実を図るため，新たな予算科目「実験実習機器更新費」を新設し，令和３年度は総額47,896千円を予算措置し，中期計画で予定した実験機器の整備，更新を行った。